# 地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

<平成16年 諮問第8号 第3次中間答申>

平成18年8月1日情報通信審議会

# 目 次

第1章	中継局ロードマップの具体化	1
(1)	中 <b>継局</b> ロードマップの具体化に向けて	1
	基本的な考え方	1
	1)中継局ロードマップの策定	
	2)審議会における指摘	
	「自力建設困難」な中継局に係る対応	2
	1)これまでの措置	
	2)今後の対応に係る課題	
	中継局ロードマップに係る今後の対応のあり方	5
	1)基本的な考え方	
	2)放送事業者の「自助努力」では建設困難な中継局がある場合の対応	
	3)公的支援のあり方	
(2)	補完措置の活用のあり方	8
	第2次中間答申に係る対応	8
	1)補完措置に係る実証実験	
	2)補完措置に係る著作権法上の取扱いについて	
	3)補完措置の活用に係る条件に関する検討	
	補完措置の活用に係る検討課題と、審議会における指摘	13
	1)都市部と条件不利地域の取扱い	
	2)再送信同意の条件の運用のあり方	
	3)技術的条件の規格化の要否	
	4)地域性の取扱い	
	5)補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方	
	補完措置に係る今後の対応	15
	1)都市部と条件不利地域の取扱い	
	2)再送信同意の条件の運用のあり方	
	3)技術的条件の規格化の要否	
	4)地域性の取扱い	
	5)著作権処理のあり方	
	6)補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方	
(3)	辺地共聴施設への対応	17
	第2次中間答申以降の対応	17
	1)第2次中間答申における提言	
	2)辺地共聴施設に係る調査	

審議会における指摘	19
1)基本的な考え方	
2)国、NHK等の役割	
3)ギャップフィラーの活用	
4)周知広報等	
今後の対応	21
1)国及びNHK	
2)NHK及び民間放送事業者	
3)国及び放送事業者	
第2章 受信機の普及と利便性の確保	24
(1)受信機の普及等について	24
アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方	24
1)政府や放送事業者等による周知広報の取り組み	
2)地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査の結果	
3)審議会における指摘	
受信機の多様化・低廉化	30
1)多様化・低廉化の動向	
2)審議会における指摘	
受信機の普及に向けた今後の対応	32
1) アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方について	
2) デジタル受信機の多様化・低廉化に係る対応のあり方	
(2)デジタル放送における著作権保護方式のあり方	34
デジタル放送における著作権保護の運用の仕組みと、その導入経緯	34
1) デジタル放送の著作権保護方式の現状	
2)導入の経緯	
3)米国の状況	
第2次中間答申以降の検討状況	36
1)検討体制の整備	
2)改善のあり方に関する考え方	
審議会における検討	38
1)基本的な考え方	
2)導入の経緯	
3)「コピーワンジェネレーション」の適用範囲と、米国等における取扱い	
4)エンコーディングルールの運用変更について	
5)受信機の機能改善について	
今後の対応について	41

第3章	コンテンツの多様化	45
	放送事業者における外部制作者の活用の現状	45
	1)コンテンツの制作・調達の現状	
	2)コンテンツの制作・調達に係る手続きの現状	
	コンテンツの制作・調達に係る諸外国の政策の状況	46
	1)米国	
	2)英国	
	3) E U	
	4)韓国	
	審議会における指摘	48
	1)諸外国の政策と、我が国への導入の可否	
	2)公共性に係る、制作・調達のあり方	
	今後の対応	49

### 参考資料

- 1 諮問書(平成16年諮問第8号)
- 2 情報通信審議会委員名簿
- 3 情報通信政策部会構成員名簿
- 4 地上デジタル放送推進に関する検討委員会構成員名簿
- 5 地上デジタル放送ケーブルテレビロードマップの例
- 6 「文化審議会著作権分科会報告書(案)」の概要(抜粋)
- 7 補完措置に係る同意条件に関する基本的な考え方(素案)
- 8 地上デジタルテレビ放送受信相談センターについて
- 9 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査

# 第1章 中継局ロードマップの具体化

# (1) 中継局ロードマップの具体化に向けて

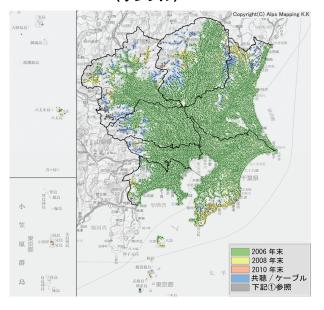
- ① 基本的な考え方
- 1) 中継局ロードマップの策定
- ア 第2次中間答申における提言

昨年7月の第2次中間答申では、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的には デジタル放送局の免許主体である放送事業者の責務であること、この責務を踏まえ、放 送事業者は、可能な限りすべての中継局ロードマップを2005年内に公開すること、 この責務や、国民視聴者に対する説明責任の観点から、放送事業者は、遅くとも201 0年内には送信環境整備を完了することが物理的に可能であることを早期に提示するこ とが必要であることが提言された。

# イ 第6次行動計画とその改訂

この提言を踏まえ、昨年12月1日、地上デジタル推進全国会議は、「デジタル放送推進のための行動計画(第6次)」において、全国地上デジタル放送推進協議会の協力の下、各放送対象地域及び各放送事業者毎に、2010年までの中継局ロードマップを公表し、放送事業者は、その自助努力によってこのロードマップを実現するよう最大限努力していくものとされた。2006年4月には、このロードマップが改訂されたが、これによれば、アナログ放送時の放送エリアのカバー率が「90%以上」から「95%以上」に向上しており、引き続き、アナログ放送時の放送エリアの100%カバーを目指して見直しが行われていくこととされている。

# 地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす (サンプル)



# <u>放送事業者名</u> 中継局リスト(サンプル)

管理番号	都道府県	局名/地区名	局所規模	デジタル置局	開設時期	備考
		(*1)	(*2)	(*3)	(*4)	
100002	東京	東京	親	置局	2005	
105061	神奈川	平塚	大	置局	2005	
106020	群馬	前橋	大	置局	2005	
107002	茨城	水戸	親	置局	2005	デジタル新局
107020	茨城	日立	大	置局	2005	
107021	茨城	十王	大	置局	2005	
107023	茨城	山方	大大	置局	2005	
107067	茨城	常陸鹿島	大	置局	2005	
109084	栃木	宇都宮	大	置局	2005	
105020	神奈川	小田原	大	置局	2006	
106021	群馬	沼田	大	置局	2006	
108020	千葉	銚子	大	置局	2006	
109020	栃木	矢板	大	置局	2006	
110020	埼玉	秩父	大	置局	2006	
110044	埼玉	児玉	大	置局	2006	
100023	東京	青梅沢井	小	置局	2007	
100024	東京	奥多摩	小	置局	2007	
105021	神奈川	南足柄	小	置局	2007	
105022	神奈川	箱根湯本	小	置局	2007	
105024	神奈川	仙石原	小	置局	2007	
105025	神奈川	久里浜	小	置局	2007	
105026	神奈川	横須賀武	小	置局	2007	
105029	神奈川	愛川	小	置局	2007	
105040	神奈川	逗子	小	置局	2007	
105066	神奈川	湯河原	小	置局	2007	
105088	神奈川	津久井	小	置局	2007	
106022	群馬	下仁田	大	置局	2007	
106023	群馬	利根	小	置局	2007	
106026	群馬	吾妻	小	置局	2007	
106028	群馬	桐生	大	置局	2007	
106040	群馬	草津	小	置局	2007	
106047	群馬	沼田沼須	小	置局	2007	
106048	群馬	白沢	小	置局	2007	
106061	群馬	沼田発知	小	置局	2007	

(参考URL) 「地上デジタル推進全国会議」ホームページ http://www.digital-zenkoku.jp/index.html

### ウ ケーブルテレビのロードマップ

地上デジタル放送のエリア拡大に向けては、地上放送の補完手段としてケーブルテレビが果たす役割も大きい。

ケーブルテレビによる地上デジタル放送受信世帯は着実に増加しているが、ケーブルテレビも「対アナログ時カバー100%」を目指すべく、(社)日本ケーブルテレビ連盟より2006年4月28日に「地上デジタルテレビ放送ケーブルテレビロードマップ」が策定、公表され、ケーブルテレビのデジタル化と地上デジタル放送の一層の普及促進が期待される。(ケーブルテレビのロードマップの例については、後掲参考資料5参照)

### 2) 審議会における指摘

このような全国地上デジタル放送推進協議会等のロードマップの改訂等の取組に対しては、放送事業者が作成するロードマップが、アナログ時の電波カバーエリアの100%カバーを目標にしていることについては、次のような指摘が行われている。

- ① 少なくとも現在のアナログ放送を視聴しているすべての世帯が、デジタル移行後も引き続きテレビ放送を視聴できる環境が必要であること。すなわち電波のエリア外の共同受信施設で受信・視聴しているケース、放送対象地域外で受信しているケース、少数チャンネル地域で他地域の放送を受信しているケースでも、従来どおりに受信できる環境の確保が基本であり、中継局で整備されることが基本であること。
- ② 2011年7月のアナログ放送停波・デジタル放送への全面移行に向けての対応 としては実質4年程度しか残っていないことから、電波のエリア外の対策を市町村 が検討していくためにも、最終的には市町村レベルで電波のエリアが明確となるも のとして作成され、視聴者に情報提供がされるべきこと。そのためには、国及びN HKは特段の対応をすべきであること。

なお、②について、これら詳細なロードマップは全国地上デジタル放送推進協議会に おいて作成、公表される予定とされている。

# ② 「自力建設困難」な中継局に係る対応

### 1)これまでの措置

前述した中継局ロードマップにおいて、放送事業者は、アナログ時の放送エリアの100%カバーを基本とするが、離島、山間地等の条件不利地域等においては、なお数%の中継局について「自力建設困難」となっていることが、同じくロードマップから明らかになっている。

中継局の「自力建設困難」な場合も含めて、現在、デジタル中継局の整備についての金融面・税制面における措置が、次のとおり講じられているが、こうした公的支援を含め、「自力建設困難」とする中継局の整備に対する公的支援のあり方がどうあるべきか、種々の観点から意見が出されている。

#### ○ 現在の公的支援

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく債務保証、財政投融資による低利融資、超低利融資、国税の優遇措置(特別償却)、地方税(不動産取得税、固定資産税)の優遇措置、さらに地方公共団体による地域総合整備資金貸付(長期

無利子貸付。いわゆる「ふるさと融資」)がある。また、補助事業として、民間テレビジョン放送難視聴解消施設整備事業がある。

なお、これらの施策のほかに、関係法令に基づく沖縄や奄美群島といった特定の 地域の自立、振興を図るための施策の一環として、アナログ放送時に、その普及の ための中継局整備について、国及び地方公共団体が支援を行ってきた事例がある。

上記の支援内容等は、以下の表のとおりである。

支援措置	支援内容	対象設備等
債務保証	(独) 情報通信研究機構による債務保証	番組制作設備、デジタル伝送装置、
		デジタル送受信装置
国税 (法人税)	設備取得価額の特別償却15%	番組制作設備、デジタル伝送装置、
		デジタル送受信装置
地方税	取得後5年度分の課税標準3/4	番組制作設備、デジタル伝送装置、
(固定資産税)		デジタル送受信装置
地方税	課税標準3/4	デジタル送受信装置に係る家屋
(不動産取得税)		
財政投融資	政策金融機関による低利融資(政策金	放送設備、中継局設備、土地及び
	利Ⅱ)	建物等
財政投融資	政策金融機関による超低利融資(政策	番組制作設備、デジタル伝送装置、
	金利Ⅱの3/4)	デジタル送受信装置
地域総合整備資	地方公共団体による無利子融資(事業	_
金貸付	費の20%以内)	

# 2) 今後の対応に係る課題

今般、「自力建設困難」な場合に対する考え方として、様々な視点から検討を行ったと ころであるが、次の点については、大きな意見の相違はなく、基本的な考え方として位 置づけられるものと考えられる。

なお、これら基本的な考え方に加えて、さらに、本項の課題に関連して、以下、ア、 イ及びウに示すような指摘が出されている。

- ① デジタル化された後も、現在アナログ放送を視聴している視聴者を保護する観点から、放送事業者の自助努力を超える場合には、新たな公的支援が必要ではないか。
- ② 民間放送事業者は、まずはキー局による共通技術仕様の作成や共同発注の方法による投資の効率化、経費削減等、自力建設に対する最大限の努力を行うべきではないか。仮に国の新たな公的支援を検討するとしても、「自力建設困難」が、経営状況や投資効率化等の観点から真にやむを得ない理由によると認められるか否か、既存の公的支援で可能であるか否か、厳正な審査が前提ではないか。
- ③ 放送事業者の一部には、中継局整備のための設備投資によって収支の悪化が数年にわたり継続し、厳しい企業経営を迫られることを理由に、公的支援を要望する意見があるが、経営難の企業は多数あり、これを理由とした公的支援は国民の納得が得られないのではないか。公的支援に関する理解を得るためには、放送事業者が、放送を通じた視聴者への情報提供という公共的ミッションに全力に取り組んでいることのより明確な説明が必要ではないか。

④ 公的支援が実施されるとしても、2011年という時限の中での視聴者の不利益変更の回避、あるいは視聴者の受信機環境整備のための支援等、視聴者保護の観点から行われるべきではないか。

# ア アナログ放送時における中継局整備との関係

アナログ放送に関しては、これまで地域住民の情報格差対策として地方公共団体が中継局や共聴施設の整備支援を行い、放送事業者や地域住民とともに、今日のアナログ放送のカバーエリアを構築してきた実態がみられるが、これに関しては、次のような指摘が出されている。

- ① アナログ放送時は、地域住民の格差是正のために地方公共団体による中継局の整備支援が30年から50年程度かけて行われてきた実態があり、こうして完成した今日の電波カバーエリアを5年程度の短期間に100%デジタル化することはあまりに厳しいのではないか。引き続き、地方公共団体も含めた公的支援があるべきではないか。
- ② アナログ放送時に比べ、今日は、光ファイバ網や衛星等による各種情報サービスの普及にみられるように、地上デジタル放送を視聴者に届けるための選択肢が増大しており、かつ、今般の国及び地方公共団体のおかれた厳しい財政状況を踏まえると、例外的な条件下で、誰もが納得できる場合にのみ公的支援が限定されるべきではないか。
- ③ なお、地方公共団体では、財政的な直接的支援に代えて、その保有する地域公共ネットワーク等の施設を活用した支援が可能なところがあるため、技術面、運用面での更なる検討をすべきではないか。

### イ 中継局整備に対する「公的支援」の要件と具体的な手法

公的支援の手法としては、設備投資の前倒しのインセンティブを付与する税制支援、 政策的な資金供給を行う政策金融、地域振興等を目的として国・地方公共団体等が行う 助成(補助金)等が想定されるが、当該支援に係る資金の返済の要否と、支援の要件等 の関連等について、次のような指摘を得ている。

- ① 「助成(補助金)」のように返済を要しない公的支援手法を検討する場合は、その支援の要件や手続について、銀行業界等公的支援を受けた他の業界との事例のバランスを考慮することが必要ではないか。また、放送事業者が報道機関であることも考慮すれば、公的支援については謙抑的な姿勢であるべきではないか。
- ② アナログ放送時の中継局の建設経緯、事業者の経営状況等について一定の合理性があれば、新たな公的支援の手法も必要ではないか。

### ウ 中継局整備と補完措置

中継局ロードマップの具体化の過程で、放送事業者による「自力建設困難」と判断される中継局がある場合の対応として、補完措置の活用と公的支援について、次のような指摘を得ている。

- ① 民間放送事業者は、「自力建設困難」として新たな公的支援を仰ぐ前に、ケーブルテレビ、IP、衛星等の多様な選択肢を活用した補完措置について検討すべきではないか。補完措置においてもなお「自力建設困難」な場合に公的支援を検討すべきではないか。
- ② 補完措置を検討する際には、中継局による放送とのサービスの質の比較(例えば IP、衛星による伝送の場合は、ワンセグ放送の提供が困難)や視聴者ニーズを踏まえて十分検討すべきである。
- ③ I Pによる補完措置については、条件不利地域では、通信インフラが整備されていないことが多いことから、補完措置の取組も限界があるので、このような場合は、公的支援が求められてしかるべきではないか。

# ③ 中継局ロードマップに係る今後の対応のあり方

中継局ロードマップの具体化と、これに係るいわゆる「公的支援」に関する考え方について、これまでの議論の経緯の概要は、以上に示したとおりである。これらを踏まえ、当審議会としては、中継局ロードマップを具体化するための今後の対応のあり方について、以下のとおり考える。

# 1) 基本的な考え方

- **ア** 2011年のアナログ放送停波・デジタル放送への全面移行の確実な実現、という当審議会の検討目的に鑑みれば、この目標期限までに、可能なあらゆる手段を介して、全ての視聴者にデジタル放送を送り届ける環境を整備することが不可欠である。こうした観点から、国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能とすることを基本として、それぞれの役割を果たしていくべきである。
- **イ** 「アナログ放送時に視聴していた放送」の範囲については、放送対象地域外の放送波を受信・視聴している実態が一部に見られることから、この実態を踏まえた考え方を採るべきという指摘があったことは、前記「① 基本的な考え方」に示したとおりである。しかしながら、こうした範囲に係る基本的な目安としては、一般的な視聴形態を前提として、当該視聴者が放送を受信している地域をサービスエリアとする放送と捉えることが適当と考える。
- ウ アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、地上波中継局(ハード)の整備を行う者と放送番組(ソフト)の制作・編成を行う者とが一体である「ハード・ソフト一致」の原則の下、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされるべきである。放送事業者の試算によれば、2006年4月現在、自助努力による対アナログ時カバー率は98%を超える見込みである。

放送事業者としては、カバーエリアが重複する中継局の精査、同一放送対象地域の放送事業者による中継局の共同建設の推進、いわゆる「ギャップフィラー」等、小規模中継局の活用等によって、引き続きこのカバー率の向上に全力で取り組むとともに、本年末以降、適時、その時点のカバー率を公表していくべきである。

# 2) 放送事業者の「自助努力」では建設困難な中継局がある場合の対応

前項「② 『自力建設困難』な中継局に係る対応」に示したしたとおり、平成18年4月14日現在の中継局ロードマップにおいては約900の中継局が「検討中」とされている。現時点では、これら中継局のほとんどについて、「自助努力」では2011年までの建設が困難と判断されていると考えられる。こうした中継局に係る対応については、次のように考えていくべきである。

- **ア** 地上放送は、アナログ放送時には、ほぼ全ての世帯に普及した国民に最も身近なメディアの一つであるとともに、法制度によって災害情報伝達の機能を担わされる等、公共性の高い基幹的な情報通信インフラである。こうした重要なインフラについては、デジタル化の後も、全ての国民がこれを活用できるよう、国、放送事業者等関係者は全力で取り組んでいく必要がある。この点は、上記「1)基本的な考え方」にも示したとおりである。
- √ 地上放送の伝送手段としては、地上波中継局が最も効率的な手段であり、基本的には、 デジタル放送の全国普及は地上波中継局によることが適当である。しかしながら、デジタル放送への全面移行の期限である2011年まで、あと5年という限られた期間であることに鑑みれば、中継局に加え、ケーブルテレビ、IP、衛星等、活用可能なあらゆる補完的伝送手段の活用が不可欠と考えられる。

もとより、地上放送に係る伝送手段の選択は放送事業者の判断によるべきであるが、 放送事業者は、自助努力によっては中継局を整備することが困難と判断する場合には、 社会的コストやサービス内容、視聴者のニーズ等を勘案しつつ、可能な限り補完手段を 活用することによって、カバーエリアの拡大に努めていく必要がある。

ウ 以上を前提として、国としては、①現時点では自助努力による整備困難と判断されているものを含め、放送事業者が、2011年の期限までに中継局に係る投資を完了できるよう設備投資を加速・推進する等の観点から、放送事業者に対して一定の支援を行うこと、②放送事業者が、より円滑に通信インフラ等の補完手段を活用し得る環境整備を行うこと、の双方に取り組むべきである。

### 3)公的支援のあり方

ア 前項「② 『自力建設困難』な中継局に係る対応」に示したとおり、これまでの議論の 過程では、放送事業者に対する支援のあり方の内容について、中継局整備に係る所要経 費の一部の助成、金融・税制面の措置等の具体的措置内容とその要件等を巡り、様々な 指摘が行われたところである。 当審議会としては、以下の観点から、放送事業者に対する支援として、まずは、民間放送事業者の設備投資を促進するための、政策金融や税制措置を中心に検討すべきであると考える。

- ① 中継局は、民間放送事業者の事業用設備であること。「2011年」という期限までに中継局に対する設備投資を完了させる、「投資の前倒し」を目的とする政策措置としては、政策金融や税制の活用がより適切と考えられること。
- ② (ア)中継局整備に係る設備投資による収支の悪化、(イ)アナログ放送時においては、条件不利地域等において、国や地方公共団体から放送事業者に対して資金助成が行われていたこと、等を理由として、放送事業者に対する支援としては、中継局整備に係る資金助成が適当とする指摘もあったところであるが、「条件不利地域」という範囲であっても、事業者の経営支援となる資金助成は、国の政策手段として適切とは言えないこと。また、放送事業者がアナログ放送の中継局を建設した時点と比較すれば、地上波中継局以外の伝送路について、より多様な選択肢を有していると考えられること。
- ③ アナログ放送時に実施されていた、難視聴解消に係る国の資金助成は、視聴者側における格差是正と、それによる視聴者保護の実現の観点から、地方公共団体等の公的主体を主たる対象として実施されていること。
- ④ 放送事業者は、報道機関としての性格を有することから、国等から資金助成を受けることについては、より謙抑的であることが望ましいと考えられること。
- **イ** 放送事業者は、上記「1)基本的な考え方 イ」に示された工夫に加え、上記「3)公 的支援のあり方 ア」に示された支援措置や、他の伝送路を必要に応じて活用しつつ、対 アナログ時カバー率の向上に引き続き努力すべきである。

なお、「検討中」とされた中継局であっても、カバーする世帯数とエリアのバランス等、個々の中継局に係る地域事情は一様ではない。政策金融や税制措置の枠組みを検討する場合には、こうした地域事情に応じた適切な対応が可能となるよう配意されることが望ましい。

また、いわゆる「ふるさと融資」に見られるように、地方公共団体が主体となって放送事業者の設備投資に対する支援を行う枠組みの例がある。こうした支援措置の活用の可否は、地方公共団体の自主的な判断によるものであるが、国と放送事業者は、引き続き、地方公共団体に対し、放送のデジタル化の意義と必要性について、理解を得る努力を継続すべきである。

- **ウ** 国としては、こうした中継局整備の状況を把握した上で、なお以下の事情が認められる場合の措置については、引き続き検討していくべきである。
  - ① 当該中継局が、条件不利地域にあって、(ア)カバーする世帯数が極めて少数であるにもかかわらず、対象エリアが広く、整備コストが多額に上る、(イ)辺地共聴施設と地理的状況あるいは視聴者の生活環境の面で共通する部分が多く、設置経緯としても、地方公共団体や地域住民の要望により、それら関係者との一定の費用分担

の下に設置されていること、等の事情があり、当該中継局を整備すれば、放送事業者の経営を維持することが著しく困難となることが明白であること。

② ケーブルテレビ、IP、衛星等、他のあらゆる補完的伝送手段について、民間ベースによる整備が期待できず、放送事業者による活用が困難なこと。

# (2) 補完措置の活用のあり方

# ① 第2次中間答申に係る対応

地上デジタル放送の伝送路については、アナログ放送の時代と同様、地上波中継局によることを原則とすべきことは、これまでに示した通りであるが、当審議会は昨年7月の第2次中間答申において、2011年のデジタル放送への全面移行を確実に達成するためには、地上波中継局の補完措置の活用について、ケーブルテレビによるものを含めて、あらゆる選択肢を検討し、可能なものは直ちに実行することが不可欠であるという提言を行った。特に、IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラによる地上デジタル放送の同時再送信(以下「IP同時再送信」という。)については、「2008年中に、HD品質によって、全国で開始することを目標として、政府及び放送事業者その他の関係者が所要の取組を推進するべきである」としており、IP同時再送信を行うための技術上・運用上の仕組みを確立するため、「2006年からSD品質においてIP同時再送信を開始することが必要」であると提言している。

以上の提言を受け、IP・衛星による同時再送信に係る実証実験、及びIP同時再送信の著作権法上の取扱いや、同時再送信に関する技術・運用面の条件の明確化に向けた検討等が実施されたところであるが、その概要は以下のとおりである。

#### 1)補完措置に係る実証実験

# ア IP同時再送信に関する実証実験

I P同時再送信については、昨年7月の第2次中間答申における提言を受け、「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」が東京都三鷹市、岩手県及び高知県において実施され、「放送対象地域内への限定配信」、「編成及びサービスの同一性の保持原則」、「全チャンネル同時伝送」、「I P配信に伴う遅延の測定」等に関する技術的な検証が行われた。当該実証実験の具体的な検証内容は以下のとおりである。

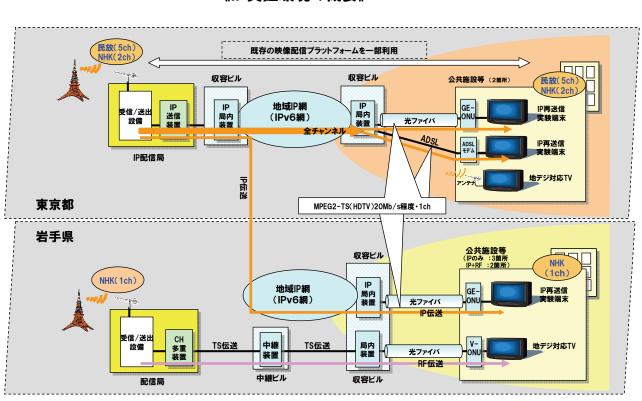
i)「放送対象地域内への限定配信」については、県域等の地域限定配信を実現するための 技術的検証が行われた。

その結果、送信側に放送対象地域外への配信を遮断する機能、受信側に放送対象地域外の放送への視聴要求信号を遮断する機能をネットワークに設置することにより、「放送対象地域内への限定配信」が可能であることが確認された。

ii)「編成及びサービスの同一性の保持原則」については、伝送路の違いによって放送番組の編成や内容が改変されないこと、併せて、著作権保護を実現するための機能が I Pインフラにおいても適切に引き継がれているかどうかの技術的検証が行われた。

地上波との比較検証の結果、同一性の保持が確認され、著作権保護機能についても適切に引き継がれていることが確認された。

- iii)「全チャンネル同時伝送」については、放送対象地域内で放送される全てのチャンネルの番組が I Pマルチキャスト網の最寄の収容局まで伝送されていることが確認され、視聴者の要求により当該放送対象地域において受信可能な全てのチャンネルの番組が視聴可能であることが実証された。
- iv)「IP配信に伴う遅延の測定」については、地上波との比較検証において、「地上デジタル放送対応テレビ」に比べ「IP同時再送信実験端末」が約1.26秒の表示遅延時間が発生するという結果が得られたが、チャンネル切替時間は同程度であり、今後とも、視聴者の利便性の観点から許容範囲であるか否かの不断の検証は必要であるが、視聴者の快適性を大きく損なうものではないことが実証されたと考えられる。
- v) なお、今回の実験は MPEG2-TS ベースで実施されたものであるが、H. 264/MPEG-4 AVC を用いた遅延や画質等の検証についても、今後実施される見込みである。



# 《IP実証環境の概要》

#### イ 衛星同時再送信に関する実証実験

衛星による放送は、広範な地域を一波でカバーすることができ、一定の受信環境を備えた視聴者に対して同一かつ大容量の情報を同時に送信することが可能である。こうした観点から、昨年7月の第2次中間答申では、衛星同時再送信について、2011年の地上デジタル放送の全面移行に向けて、短期間に効率的なネットワーク整備を実現するため、地上デジタル放送の補完的な伝送手段として、その活用可能性を検討することが必要としたところである。

その際、降雨や積雪等の気象条件に影響を受けやすい等の衛星特有の課題、最新の映像圧縮技術や伝送技術の実用化について、技術的検証等の観点から実証実験を実施し、 結論を得るよう提言されている。 当該実証実験の実施に当たっては、放送事業者等関係者の参加を得て、「地上デジタル放送衛星再送信連絡会」を構成し、「降雪時の受信安定性」、「再送信時のHDTV画質」、「データ放送の利用可能性」に関する実証実験が実施され、その内容は以下のとおりである。

i)「降雪時の受信安定性」については、冬季の降雪時におけるアンテナ着雪による受信性 能への影響や「着雪対策用の無着雪レドーム付アンテナ」や「レンズ型アンテナ」にお けるアンテナ形状による降雪等の影響の違いや無着雪レドームによる降雪対策の効果を 検証した。

実験の結果、各種アンテナにおける降雪時や降雨時の受信安定性は良好であり、BS デジタル放送や狭帯域CSデジタル放送の測定結果と比較しても問題が無いことが実証された。

ii)「再送信時のHDTV画質」について、衛星による地上デジタル放送の同時再送信では、 衛星中継器を効率よく利用し、再送信できるチャンネル数を増やすため、最新の高能率 映像圧縮方式である H. 264/MPEG-4 AVC の採用が予定されている。このため、当該方式の 実用化に向けて、地上デジタル放送の同時再送信を想定した画質の実証実験を行った。

その結果、当該圧縮処理による不具合や伝送エラーによる画像の大きな乱れ等は発生 しないこと。画質面においては、引き続き視聴者の立場から検証することは必要である が、再送信として活用する場合に特に問題となる事象は見られなかったものと考えられ る。

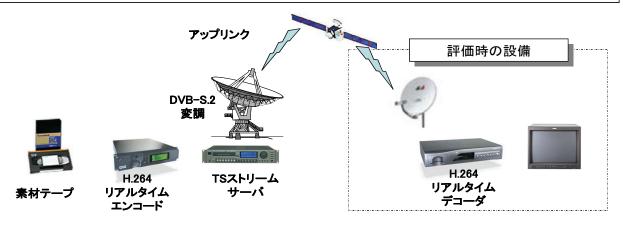
iii)「データ放送の利用可能性」については、衛星による地上デジタル放送の再送信に向けて実用化が検討されている DVB-S.2 方式の衛星回線において、データ放送の伝送実験を実施した。

実験の結果、データ放送コンテンツの伝送が可能であることが確認され、メニュー選択、画面の切替等も正常に作動し、110度CSデジタル放送の場合と同様にデータ放送が利用できることが実証された。

#### 《衛星実証環境の概要》

### 実験項目

- 1. 降雪時の受信安定性 アンテナ着雪の影響(BSデ・ジ・タル、スカハ・と比較)
- 2. MPEG2→H.264変換画質確認 地デジ(MPEG2 HDTV)再送信時の画質確認
- 3. データ放送対応可否確認 DVB-S.2でBML伝送し動作を確認



### 2) 補完措置に係る著作権法上の取扱いについて

補完措置の中でもIP同時再送信については、上記の技術環境の整備に加え、制度環境の整備が喫緊の課題となっている。現在、IP同時再送信は著作権法上「自動公衆送信」に該当することとされているが、視聴者側から見て「有線放送」とほぼ同様の視聴形態であるIP同時再送信について、制度上の取扱いの明確化を図ることが必要との指摘もされているところである。この点について、昨年7月の第2次中間答申では、IPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の取扱については、政府は早急に検討に着手し明確化を図るべきであると提言している。

当該著作権法上の取扱いに係る検討に当たっては、本年3月から文化庁文化審議会著作権分科会において審議が開始され、本年6月に、「IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が平成18年末にも開始されることにかんがみ、早急に『有線放送』と同様の取扱いとする。その際、現在有線放送になされている有利な取扱いの内容について、有線放送の実情等の変化を踏まえ適切なものに改める」との方向性が示された。

具体的な内容は以下のとおりである。

- i)現行の著作権法上、同時再送信を行う場合においては、「有線放送」及び「自動公衆送信」ともに、原則として著作権者の許諾が必要であるが(著作権法第23条第1項)、実演及びレコードの送信に関しては「有線放送」と「自動公衆送信」では扱いが異なっている。
- ii)「有線放送」による同時再送信の場合、実演の送信及びレコードの送信について実演家及びレコード製作者の許諾を得る必要はなく、商業用レコードの二次使用についても当該使用料を支払う必要はない(著作権法第92条第2項第1号、第95条、第97条)。 一方、IP同時再送信等の「自動公衆送信」による同時再送信の場合には、原則として、実演の送信及びレコードの送信について実演家及びレコード製作者の許諾が必要となる(著作権法第92条の2第1項、第96条の2)。

この点について、文化庁文化審議会著作権分科会から示された対応の方向性は以下のとおりである。

# 文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 (平成18年6月7日) 報告書 (案) 抜粋 (詳細は、参考資料6参照)

I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

- (2) 具体的措置内容
  - ①「有線放送により放送を同時再送信する場合」 「有線放送事業の大規模化に伴い、実演家及びレコード製作者に新たに報酬請求 権を付与することが適当。」
  - ②「IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信する場合」 「有線放送と同様、原則として、実演家及びレコード製作者に与えられている許 諾権を報酬請求権に改めることが適当。」

iii) さらに非営利・無料の「有線放送」による同時再送信の場合には、著作権者、著作隣接権者(実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者)の許諾なく同時再送信を実施することができるが(著作権法第38条第2項、第102条第1項)、IP同時再送信の場合は「自動公衆送信」に分類されることから、各権利者の許諾が必要となる。この点について、文化庁文化審議会著作権分科会から示された対応の方向性は以下のとおりである。

文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 (平成18年6月7日) 報告書 (案) 抜粋 (詳細は、参考資料6参照)

I Pマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

- (2) 具体的措置内容
  - ③「非営利かつ無料で放送を同時再送信する場合」「基本的に有線放送と同様に取り扱うべき。」

### 3) 補完措置の活用に係る条件に関する検討

I Pや衛星を用いた同時再送信に係る実証実験、再送信に係る著作権法上の取扱いのあり方の検討と並行して、昨年10月以降、放送事業者等によって構成される「全国地上デジタル放送推進協議会」において、補完措置の活用に係る技術及び運用面の条件のあり方について、検討が行われている。その過程において、条件の内容を決定していくに当たり、特に検討を要する重要な課題として、以下の諸点に係る問題提起が行われているところである。

- ① 視聴方法の選択肢の拡大や条件不利地域等における補完措置の活用を促進するための方策のあり方
- ② 補完措置に係る再送信同意に際しての運用のあり方
- ③ 補完措置に係る技術的条件に関する規格化の要否
- ④ 地域性の確保に関する考え方
- ⑤ 適切かつ円滑な著作権処理を実現するための方策のあり方

# ② 補完措置の活用に係る検討課題と、審議会における指摘

補完措置の活用について、①実証実験の結果や、再送信の著作権法上の取扱いに係る 文化審議会の動向等を踏まえつつ、現在、放送事業者において、活用の際の技術及び運 用面の条件のあり方について検討が行われていること、②その検討過程において、「都市 部と条件不利地域の取扱い」等複数の項目が、条件の内容を決するに当たり特に重要な 検討課題として問題提起されていることは、前項までに示したとおりである。

当審議会においては、ここで提起された諸課題について、多角的な視点から検討を行い、様々な指摘を得たところであるが、その概要は次のとおりである。

### 1) 都市部と条件不利地域の取扱い

I P同時再送信について、当審議会は昨年7月の第2次中間答申の中で、都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ、受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用すべきと提言している。

この点について、今回の審議においても、2011年のデジタル放送への全面移行を 確実に達成する観点から、地上デジタル放送の全国普及のための有効なツールは可能な 限り積極的に活用していくことで基本的な合意は得られているものと考えられる。

しかしながら、補完措置の活用に関し、条件不利地域を中心とすべきか、又は都市部を含めて幅広く考えるべきかについては、以下のような指摘を得ている。

- ① 補完措置の活用の目的に鑑みれば、技術面、運用面の条件を満たす者に再送信同意を行った結果、都市部のみ多数の「補完措置」が措置され、条件不利地域において「補完措置」がほとんど活用されないようなことは回避されるべきではないか。
- ② 都市部では、IP伝送の利用環境である通信事業者によるブロードバンドサービスの提供及びケーブルテレビサービス等伝送手段の多様化が図られており、地上デジタル放送の視聴の選択肢の多様化に対応する観点から、都市部における補完措置の活用を積極的に進めるべきではないか。
- ③ 通信事業者が、公共性の観点から条件不利地域を含めて、ブロードバンド環境を整備することにより、放送だけでなく通信を含めたブロードバンドのディバイドの解消につながるのではないか。
- ④ I Pインフラを活用した補完措置については、条件不利地域、あるいは都市部に おける難視聴対策に限って認めるべきであり、大手通信事業者が事業の採算性だけ でサービスをすることを避けるべきではないか。

#### 2) 再送信同意の条件の運用のあり方

民間放送事業者による地上波アナログテレビ放送のチャンネル数は、地域によって異なっている。そのため、地域によってチャンネル数が 1 (徳島県及び佐賀県)、チャンネル数が 2 (山梨県、福井県及び宮崎県)等のいわゆる「少数チャンネル地域」が存在する。このような少数チャンネル地域においては、隣接している地域からの放送波を直接受信したり、共聴施設やケーブルテレビを経由することによって視聴している場合が多い。

こうした少数チャンネル地域や、ケーブルテレビ、IP等の補完的な伝送路を活用することが極めて困難と考えられる条件不利地域など、特殊な地域事情における、再送信同意条件の運用のあり方については、以下のような指摘を得ている。

- ① 少数チャンネル地域において、現在の視聴者の視聴形態を保持するという観点から隣接する地域からの放送を見ている視聴者に対して、ケーブルテレビ、IP等あらゆる手段を活用する補完措置により、視聴を可能とすべきではないのか。
- ② 地域内の特定系列の放送番組が放送されていない少数チャンネル地域やケーブルテレビ・ブロードバンド環境を含め、補完的な伝送路を活用することができない条件不利地域については、行政による、置局政策を含めた総合的な対策を考えるべきではないのか。
- ③ 対象世帯が極端に少ない条件不利地域については、例えば、HD品質での再送信が困難で、「同一性保持」が守られない場合でも放送事業者として、当該地域の視聴者保護の観点から、柔軟な運用条件の対応も必要ではないのか。
- ④ 条件不利地域や少数チャンネル地域であって、地上波中継局、ケーブルテレビその他の伝送手段を活用することができない地域において、共同受信施設を運営する者その他再送信同意を求める者がある場合には、当該地域事情を勘案して、要件の内容について柔軟に対応する必要があるのではないか。

### 3)技術的条件の規格化の要否

これまで地上放送は、公共的なメディアとして技術的条件の規格化を行なってきたが、IP同時再送信の場合にも同様の規格化をすべきかどうかについて、以下のような指摘があった。

- ① 地上放送は公共的なメディアであり、伝送レベルの技術について一定の規格化を 行ってきたことから、視聴者がメーカーを問わず同一のサービスを受けることが可 能となっているのではないか。
- ② 補完措置に係る伝送路で、IP等変化の激しい技術を用いた補完的伝送手段については、関連する技術的な条件の規格化は、必要ないのではないか。

### 4)地域性の取扱い

補完措置としてIP技術を用いる場合、技術的には距離や時間の制約を克服することが可能となる。こうした技術的特性を踏まえつつ、再送信同意条件の中で地域性をどのように取扱うかについては、以下のような指摘を得た。

- ① 補完的伝送手段にIP技術を用いる場合の特徴の一つは、距離や時間の制約の克服が可能な点にあり、こうした技術的特性を活かして、特定地域内の地上放送のサービスエリアを超えて、再送信を行うことが有効である場合もあり得るのではないか。
- ② 放送サービスの伝送路として何を選択するのか、また、どのような地域で認めるのかは、提供主体である放送事業者の判断によるのではないか。

# 5) 補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方

補完措置の活用に係る適用条件の決定過程については、地上放送がほぼ全ての世帯に 普及した基幹的なメディアであり、その伝送方式のあり方は多くの視聴者に影響を及ぼ すこととの関係で、次のような指摘を得ている。

○ 地上放送は、国民に最も広く普及した基幹的かつ公共的なメディアであり、その 伝送方式のあり方は、国民生活に広くかつ強い影響を与える可能性がある。したが って、地上デジタル放送の補完的伝送手段に係る条件やその適用についても、その 決定プロセスに関し、可能な限り透明化を図る必要があるのではないか。

# ③ 補完措置に係る今後の対応

当審議会としては、2011年までのデジタル放送への全面移行を確実に達成するため、地上放送事業者は、補完的伝送手段を用いた地上デジタル放送の同時再送信について、視聴者の選択肢の拡大を含め、公共性の観点から、一定の条件を満たす電気通信役務利用放送事業者についても再送信同意の対象とすることを基本的な姿勢として取り組むべきであると考える。

再送信同意の対象とするための条件については、再送信される放送の同一性の保持や、著作権保護等の観点から、これまで地上波の再送信手段として大きな役割を果たしてきたケーブルテレビに対する同意条件の内容にも配慮しつつ、基本的には放送事業者が判断し、策定すべき事項である。

しかしながら、再送信同意の条件について、前項「② 補完措置の活用に係る検討課題と、審議会における指摘」に示した議論が行われた以下の諸点については、今般の審議における検討課題である「2011年までのデジタル放送への全面移行の確実な達成」という観点から、当審議会としては次のような方向で検討すべきと考える。

#### 1)都市と条件不利地域の取扱い

放送事業者が電気通信役務利用放送事業者に対し再送信同意を行った結果、都市部のみ多数の「補完手段」が措置され、条件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態となることは回避されるべきであり、行政としては、条件不利地域における通信インフラ整備を推進するための政策措置の拡充に努めるべきである。

ただし、視聴者の選択肢を拡大し、地上デジタル放送の普及を加速する観点から、都市部における再送信を希望する電気通信役務利用放送事業者についても、再送信同意の対象とすべきである。

### 2) 再送信同意条件の運用のあり方

「再送信」である以上、放送事業者が、再送信の対象となる放送番組の内容、品質、放送の意図としての地域等、当該番組の属性が同一であることを求めることは、基本的には合理性があると考えられる。

しかしながら、当該地域内に特定系列の放送番組が放送されていない少数チャンネル地区の場合や、ケーブルテレビ、IP、衛星等を含め、ほとんどの補完的伝送路を活用することが困難な条件不利地域の場合等については、行政による、置局政策を含めた総

合的な対策が期待されるところであるが、放送事業者としても、地上デジタル放送への 円滑な完全移行と情報通信格差是正の観点から、地域の実情に応じて、再送信同意の条件を柔軟かつ適切に適用していくべきである。

# 3)技術的条件の規格化の要否

これまで、放送分野の伝送レベルの技術については、一定の規格化を行うことによって、視聴者が、規格に則った受信機であれば、メーカーを問わず、同一のサービスを享受することを担保している。

しかしながら、補完的伝送路について、(ア) I Pのように、変化が極めて早い技術を含んでいること、(イ) 補完的伝送手段は、視聴者の主体的意志によって選択される場合が多いと考えられること、等の要因を勘案すれば、I P等変化の激しい技術を用いた補完的伝送手段については、関連する技術的条件の規格化は必ずしも必要ないと考えられる。

## 4)地域性の取扱い

補完的伝送手段にIP技術を用いる場合、その特徴の一つは、距離や時間の制約の克服が可能な点にある。したがって、特定地域内の地上放送について、技術的には、地域的な制約なく、再送信を行うことが可能である。

しかしながら、再送信をどの地域に認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。したがって、放送事業者の判断を担保するため、再送信同意を行う技術的な条件として、再送信に係るシステムに関し、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性が認められると考えられる。

#### 5) 著作権処理のあり方

再送信に伴う著作権等の処理は、再送信主体が非営利法人等の場合を除き、基本的に は再送信の主体となる電気通信役務利用放送事業者が、自らの責任で行うべきである。

なお、再送信同意の範囲が、対象となる地上放送の放送対象地域の範囲内か否かによって、著作権処理のあり方は大きく異なることとなる。円滑な再送信の実施に資する観点から、放送事業者としては、電気通信役務利用放送事業者に対する再送信同意の際、こうした点についても十分な注意喚起を行っておくことが望ましい。

#### 6) 補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方

**ア** 補完的伝送手段に係る条件やその適用等については、以下の事情を勘案すれば、その 決定プロセスに関し、可能な限り透明化を図っていくことが必要である。

例えば、放送事業者が定めた補完措置に係る条件の内容や、条件の適用手続きについて、それらの検討プロセスを含めて可能な限り公開していくとともに、これらの内容・手続きについて、放送事業者と電気通信役務利用放送事業者の間で理解に齟齬が生じた場合、解決プロセスを明確化しておくことが重要である。

① 基幹放送である地上放送の伝送方式のあり方は、国民生活に広くかつ強い影響を与える可能性があること。

- ② 補完的伝送手段の活用の可否は、公的支援に係る条件として重要な要素の一つと考えられること。
- ③ 再送信同意の可否が、電気通信役務利用放送事業者や、ケーブルテレビ等の事業者間競争に大きな影響を与えること。
- **イ** いずれにせよ、①補完措置の活用に係る条件と、その適用手続きの策定・公表、②条件の内容・適用について関係者の理解に齟齬が生じた場合の解決プロセスの明確化等については、基本的には、放送事業者が上記アに示した透明性の確保に配意しつつ、電気通信役務利用放送事業者との協議を経て実施すべき事項である。

当審議会としては、放送事業者に対し、第2次中間答申で提言された再送信に係るスケジュールを踏まえ、この9月までに、上記①及び②を実行し、再送信同意の手続きに着手することを要請する。なお、現在放送事業者において検討されており、当審議会にも報告のあった、再送信同意に係る技術・運用面の条件に関する基本的な考え方(検討の途中経過のもの)について、参考として添付する。(参考資料7参照)

ウ 行政としては、2006年中に開始予定のIPマルチキャストを用いた地上デジタル 放送の再送信の進捗と、上記イ①及び②の運用状況を注視し、再送信の円滑な実施と地上デジタル放送の普及促進の観点から、さらに行政として講ずるべき措置があるか否か を検討し、2007年中に結論を得るべきである。

# (3) 辺地共聴施設への対応

# ① 第2次中間答申以降の対応

### 1) 第2次中間答申における提言

条件不利地域における地上波テレビジョン放送の受信の多くは、共同受信設備を利用して視聴されている。現在、条件不利地域の共聴施設いわゆる「辺地共聴施設」は、全国で約2万施設あり、約121万世帯が利用していると推計されている。

これらの辺地共聴施設は、地形的にアナログ放送が良好に受信できない地域における 難視聴解消を目的として設置されたアナログ放送対応用の受信設備であることから、地 上デジタル放送の受信に対応できない設備や現在の受信点では地上デジタル放送を受信 することができなくなる設備があると指摘されている。そのため、これらの辺地共聴施 設により地上デジタル放送を受信する場合は、アナログ放送が終了する2011年まで には当該辺地共聴施設の改修や調整が必要となる。

この点について、昨年7月の第2次中間答申は、デジタル化に対応するための方法とこれらの辺地共聴施設の改修に要する費用について、当該辺地共聴施設の管理者に対して、地方公共団体とも密接に連携しつつ、正しい情報を早急に提供することが不可欠であることを指摘した上、辺地共聴施設のデジタル化に当たっての対応方法と所要経費の把握に早期に着手すべき旨を提言したところである。

# 2) 辺地共聴施設に係る調査

上記の提言を受け、地方公共団体や放送事業者の協力を得て、辺地共聴施設の設備及び受信状況等のサンプル調査が行われ、その結果は、概ね以下のとおりとなっている。

# ア 辺地共聴施設のデジタル化に当たっての対応方法

デジタル化に必要な改修の内容で見ると、現行受信点の改修等によってデジタル化に対応できるものが全体の85%程度、受信点位置の大幅な変更や周辺ケーブルテレビとの接続等によらなければデジタル化に対応でないものが15%程度となっている。

- ① 現行受信点改修 (73.0%) 受信点としては、すべてのデジタルチャンネルが電界強度及び混信保護比を満足しているが、安定した受信のためには、標準的なデジタル受信設備の追加が必要。
- ② デジタル受信点新設(12.5%) 現行受信点では、受信するデジタルチャンネルの一部で電界強度不足や混信が推定される。安定受信には、デジタル受信設備の追加に加え、受信アンテナの高性能化や受信点位置の小変更が必要となる。
- ③ 周辺ケーブル等との接続(14.5%) デジタル局の受信電界が低く、現在の受信点では、デジタル受信が困難と推測される。受信点位置の大幅な変更や、周辺共聴施設や情報インフラ等からの信号供給を検討する必要がある。

# 

# イ 辺地共聴施設のデジタル化に当たっての所要経費の目安

前記アに示した類型について、デジタル化に当たっての所要経費を見ると、約85%の施設においては一世帯当たり約3万5千円から5万円程度と推計され、残る約15%の施設においては、一世帯あたりの所要経費が相当高額となる可能性がある。

① 現行受信点改修 ヘッドアンプ及び線路アンプ等の交換が必要。 サンプル調査を実施した施設では、一施設当たり80万円から405万円の改修費用が必要で、一世帯あたりの平均経費は設備改修の度合いと加入世帯によるが、3.5万円~5.8万円程度と推計される。

② デジタル受信点新設

ヘッドアンプ及び線路アンプ等の交換に加えて、受信点移動が必要。移動距離は $300\sim500$  mが大半であり、その経費分( $100\sim200$  万円)高額になる。サンプル調査を実施した施設では、一施設当たり210 万円から850 万円の改修費用が必要で、一世帯当たり平均経費は9.5 万円と推計される。

③ 周辺ケーブルテレビ等との接続 改修費用は、接続先である周辺ケーブルテレビ等までの距離に依存している。 サンプル調査を実施した施設では、一施設当たり230万円から6400万円の 改修費用が必要で、一世帯あたりの平均経費は32.3万円と推計される。

上記の推計に当たっては、経費積算条件はできる限り安価な設備を利用することを基本に改修機材や工賃については、(社)日本CATV技術協会による標準的な計算方法により算出した上で、実勢工事経費を考慮して算出した。

# ② 審議会における指摘

上記の辺地共聴施設のデジタル化に当たっての対応方法及び所要経費に係るサンプル 調査の結果を踏まえ、当審議会は、国やNHK等の役割、新たな技術の活用、視聴者保 護等、様々な観点から指摘を得た。

### 1) 基本的な考え方

辺地共聴施設のデジタル化における国等の役割を検討していくに当たり、どのような 考え方を基本とすべきかについては、概ね以下の方向性で、大きな相違はなかったもの と考えられる。

○ 辺地共聴施設のデジタル化は、電波カバーエリア外における必要かつ最低限のコストによる受信確保手段であるとともに、過疎化・高齢化に伴う構成世帯数の減少等にも配慮し、地域住民の負担が電波エリア内の住民負担に比べて著しく過重とならないよう検討すべきである。

### 2) 国、NHK等の役割

辺地共聴施設のデジタル化の主体のあり方については、当該辺地共聴施設の設置経緯等を踏まえた検討が必要となると考えられるが、国やNHKの果たすべき役割については、以下のような指摘を得た。

- ① 政府としては、地上放送のデジタル化を推進するに当たり、都市部と条件不利地域の間において住民負担に著しい差異が生じる場合には、情報格差是正の観点から、公的支援も含め必要な措置を検討すべきではないか。
- ② 地方公共団体は、地域において放送をいかに普及させるかとういう観点から、アナログ放送の時代の辺地共聴施設の設置について協力してきた経緯があるが、地上

放送のデジタル化に当たっては、地方自治体がこれ以上の新たな負担をすることは 困難ではないか。

③ NHKは、放送法に基づいてテレビ放送を全国においてあまねく受信できるように措置することが義務づけられている特殊法人であり、これまでNHKにより整備されてきた辺地共聴施設いわゆる「NHK共聴」に果たしてきた役割を前提に、今後、NHK共聴のデジタル化に関しても同様の責任を果たすべきではないか。

特に、いわゆる「NHK共聴」の実態と、NHKの役割については、以下のような指摘を得ている。

- ④ NHK共聴は、あくまでも地形的な要因で地上波テレビジョン放送の受信が困難な地域において、補完措置として設置されてきたものである。このような経緯から、これまでNHKがNHK共聴に対して果たしてきた役割を前提として、デジタル化に当たっても同様に対応していく必要があるのではないか。
- ⑤ NHK共聴については、NHKと民放を合わせて視聴されている実態があることから、それぞれの視聴実態に応じた対応が必要なのではないか。

# 3) ギャップフィラーの活用

これまで辺地共聴施設においては、主として有線系の共聴施設によって対応が行われてきたが、近年の技術進歩により、辺地共聴施設向けの極微小電力無線共聴システム、いわゆる「ギャップフィラー」が実用化に向けて検討されている。ギャップフィラーは、広域に点在する小規模集落を効率よくカバーすることができることから、従来の中継局の設置に比べ、その設備費用が安価となる利点がある。また、デジタル放送波をそのまま無線により送信できることから、都市部と同様、携帯端末向けサービスをはじめとする地上デジタル放送のフルサービスの提供が可能である。当審議会においては、新たな技術の活用可能性の観点から、以下のとおり指摘を得た。

- ① ギャップフィラーの実用化に当たっては、周辺の電波環境への影響等を検討した 上で、技術基準や免許条件等の規制緩和が必要ではないか。
- ② 中継局の置局が困難であり、小規模集落が広域に点在している地域においては、 中継局に比べて設備費用が安価なギャップフィラーの活用が有効な手段であると考 えられるのではないか。
- ③ 今後、辺地共聴施設に対する支援に当たっては、有線系の辺地共聴施設に加えて、 携帯端末向けサービス等の地上デジタル放送のフルサービスが提供可能な無線系の 辺地共聴施設であるギャップフィラーの活用が検討されるべきではないか。
- ④ 地方公共団体においては、条件不利地域に多く発生する災害対策を想定した場合、 ギャップフィラーによる携帯端末向けサービスを災害時の情報伝達手段として活用 することが非常に有効ではないか。
- ⑤ ギャップフィラーは、微少な無線局であることから、その免許主体や運用主体のあり方に関する新たなコンセンサスを得ることが必要ではないか。

### 4) 周知広報等

地上放送のデジタル化が進む中で、辺地共聴施設の視聴者から、当該辺地共聴施設の デジタル化への対応方法や所要経費に関する問い合わせ等が増加しており、これについ て、以下のとおり指摘を得た。

○ 地上デジタル放送に係る正しい情報を早急に提供する観点から、放送事業者は、中継局ロードマップの公表に合わせ、条件不利地域においてデジタル放送波の直接 受信が可能なエリア、困難なエリアに関する詳細な情報提供を緊急に行う必要があ るのではないか。

# ③ 今後の対応

前記「①第2次中間答申以降の対応」及び「②審議会における指摘」までに示したとおり、全国約2万施設と推計される辺地共聴施設については、デジタル化に際しての受信点変更の必要性等の要因により、相当の規模の改修経費が必要となる場合があり得る。受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、①辺地共聴施設にて視聴している住民の負担が、放送エリア内の住民負担に比べて著しく過重となるのであれば、デジタル化に係る情報通信格差是正の観点からの措置が必要と考えられること、②2011年のデジタル放送への全面移行まで、残された期間があと5年間という限られた期間であること、等の事情を勘案し、当審議会としては、国、及び放送法に基づいてテレビ放送を全国においてあまねく受信できるよう措置することが義務づけられている特殊法人であるNHKを中心として、以下の関係者がそれぞれの責任を果たし、所要の措置を講じていくべきであると考える。具体的には、以下のとおりである。

### 1) 国及びNHK

- **ア** 前項「②審議会における指摘」に示したとおり、これまで法令上の届出の名義等から「一般共聴」や「NHK共聴」と呼ばれてきた施設であっても、実際の設置経緯、個別の設備の費用負担者等は多様であり、届出の態様等の外形から、施設全体のデジタル化を行うべき主体を一義的に決することは困難である。こうした状況を踏まえ、国及びNHKは、施設全体のデジタル化に係る、国、NHK、視聴者等の間の費用負担のあり方に係る考え方について早急に整理すべきである。
- **イ** 上記に示した予算措置の検討を行うにあたっては、前項「②審議会における指摘」に示した「ギャップフィラー」等、最近の技術革新の成果も活用し、可能な限り効率化を図るべきであると考えられる。具体的には以下のとおりである。
  - ① 共聴施設に対する従来の支援の枠組みは、共聴施設を構成する各住居に対し、「有線設備」を介して放送を再送信するシステムを前提としている。新たな支援措置の検討に当たっては、受信点から再送信の対象となる住居の集積地域までは有線伝送

路で放送番組を伝送し、各住居に対しては「ギャップフィラー」によって配信する、 いわゆる「無線共聴」についても、支援対象に含めるべきである。

- ② 上記の場合の、「ギャップフィラー」の制度上の位置付けや、その所有者・免許主体等についても、「受信障害中継放送」制度の活用を含め、併せて整理すべきである。その際、一般視聴者に対する手続き上の負担等について、可能な限り軽減されることが望ましい。
- ③ 「ギャップフィラー」の低コスト化の観点から、既に、国と放送事業者等の間で、関連技術基準の見直しに係る検討が行われているところであるが、新たな支援の枠組みとの関連で、当該技術基準の見直しと、関連する制度改正は、平成18年度中に実施されるべきである。
- ウ なお、前記「①第2次中間答申以降の対応」に示したような、受信点の大幅な変更が 必要な事例や、アナログ放送時には一部衛星による対応が行われた、近隣の集落から相 当離れた個別住居のケース等、上記イまでに示した対策のみでは、デジタル化に向けた 対応が困難な事例が残る可能性が高い。このように、デジタル化に要する経費が多額に 上る等、既存の共聴施設改修を基本とする考え方では対応できない難視聴への対応のあり方について、国は対応すべき範囲とこれに対する具体策を検討し、可能な限り早期に 結論を得るべきである。
- エ アナログ放送時の共聴施設の設置について、地方公共団体が大きな役割を果たしてきたことは、既に前項「②審議会における指摘」に示したとおりである。デジタル化に係る支援の枠組みを検討するに当たっても、地方公共団体に整備された通信インフラの活用による、受信点から「無線共聴」までの一層の伝送効率化に係る検討を含め、地方公共団体との間で十分な協議を行うことが不可欠である。

### 2) NHK及び民間放送事業者

NHKは、放送法に基づきテレビ放送を全国においてあまねく受信できるよう措置することが義務づけられている特殊法人である。以上を踏まえ、上記1)に示した検討に当たっては、NHKは、共聴施設のデジタル化に際しても、アナログ放送時にNHK共聴に対して果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たしていくことを基本として検討を行うべきである。

また、民間放送事業者も、共聴施設において民間放送を視聴している視聴者の保護の 観点から、辺地共聴施設の実態把握、上記のような効率的なデジタル化手法の検討、及 び下記3)に示すような情報提供等を含め、こうした施設のデジタル化の促進に可能な 限り協力すべきである。

#### 3) 国及び放送事業者

国、及び放送事業者は、辺地共聴施設について、デジタル放送の直接受信が可能なエリア、直接受信が困難で、受信点の変更が必要となるエリアに関する情報、及びそれぞれのケースに係る具体的な対応方法や所要経費について、視聴者、地方公共団体その他

関係者に対し、可能な限り正確に伝達するよう取り組むことが不可欠である。併せて、これらの関係者に対し、専門的技術指導を行う体制についても、検討すべきである。

# 第2章 受信機の普及と利便性の確保

# (1)受信機の普及等について

# アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方

# 1)政府や放送事業者等による周知広報の取り組み

### ア 周知広報の概略

アナログ放送停波・デジタル放送への全面移行を円滑に進めるためには、デジタル化の政策的意義も含め、国民視聴者にスケジュールや受信方法等を正しく理解していただき、国民視聴者が、アナログ放送停波までの十分な期間内に、「デジタル受信機の購入」「アナログ受信機へのデジタルチューナーの接続」又は「対応したケーブルテレビへの加入」のいずれかを選択することが必要となる。

視聴者保護の観点から、国民視聴者一人一人が購入する機器や購入時期を的確に選択できる環境を整備するため、それぞれのデジタル放送に対する関心やニーズ、多様な受信環境を踏まえて、適切かつきめ細やかな情報提供を行っていくことが重要である。

このため、国は、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等と連携し、

2011年アナログ放送終了を告知するポスター、デジタル放送の受信方法やデジタル化の理由等を解説したパンフレット等の作成、販売店や地方公共団体等への配布

受信エリア、受信方法等、地上デジタル放送全般について相談を受け付ける「総 務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」の設置・運営

アナログ受信機等に対するアナログ放送終了告知シールの貼付

等を軸に周知広報活動を進めている。

このほか、新聞広告、地方公共団体の広報誌への記事掲載、地方公共団体等の各種行事での周知広報、さらに、地方公共団体において地域住民との窓口となる者の理解促進を図るためのセミナーの開催等も実施しているところである。

#### イ アナログ放送終了告知シールの貼付

販売店の店頭が国民視聴者との重要な接点であることを踏まえ、受信機等の購入時に、アナログ放送終了の時期が国民視聴者に確実かつ正確に伝わるよう、(社)地上デジタル放送推進協会の協力の下、国は、販売店、メーカー等と連携してアナログテレビ受信機等へのアナログ放送終了告知シールの貼付に取り組んでいる。

平成17年10月22日より、まず、販売店の店頭において、展示されているアナログテレビ受信機に、2011年アナログ放送が終了し、当該受信機が単独では使用不可となる旨を告知するシールを貼付することを開始した。店頭でのシール貼付率は、(社)地上デジタル放送推進協会が実施した販売店360社へのアンケートでは、本年3月末において、約8割という状況となっている。

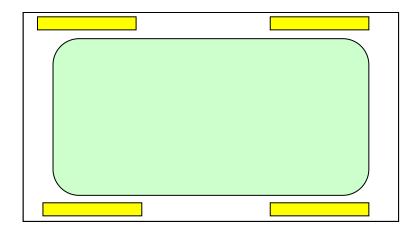
さらに、平成18年4月10日より、貼付対象を拡大し、販売店に店頭展示されているアナログ録画機器へのシール貼付を開始した。

また、シール貼付率を可能な限り100%としていくため、メーカーが製造段階で製品にシールを貼付して出荷する取り組みも実施することとし、アナログテレビ受信機については、平成18年6月1日から開始しており、DVDレコーダ、ビデオレコーダ等の録画機器及びテレビ機能付きパソコンについては、平成18年9月までに開始することとしている。

なお、テレビ受信機、録画機器、パソコンといった製品別に、シールの説明やQ&A等を記載した説明用チラシを作成し、店頭に配備するとともに、製品に同梱して周知の徹底を図っている。

# 告知シールの図柄





### ウ 自動車搭載受信機への対応

現在、市販されているカーナビゲーションのテレビについては、最近発売されたものはデジタル放送への対応がされているものの、そのほとんどは、アナログ放送のみへの対応である。

自動車搭載受信機は、自動車用品ディーラーが販売する「市販品」と、自動車メーカーが自ら調達をして車に組み込む「純正品」とに分かれ、その両者に対応する必要がある。

現在、(社)地上デジタル放送推進協会を通して、「市販品」については、自動車用品小売業協会に、「純正品」については、(社)日本自動車工業会に対し、アナログ放送停波の周知について協力を要請している。具体的には、

販売店へのアナログ放送停波に関するポスター掲出、チラシの配備、 製品や車のカタログでのアナログ放送停波に関する注意内容の記載、

製品に同梱されるアナログ放送終了告知シールの店頭展示製品の近傍への貼付

を要請しており、平成18年9月からの本格実施を目指している。

さらに、上記団体のほか、関連諸団体への協力を要請することとしている。

なお、カーナビゲーションのテレビについては、「デジタル対応製品が、まだ価格も高く、品揃えも十分とは言えない」、「従来のアナログ製品にはデジタルチューナーを接続できるようなインターフェース非内蔵製品もある」などの課題が指摘されている。

# エ ポスター、パンフレット等による周知広報

アナログ放送停波告知、デジタル放送の視聴方法等を記載したポスター及びチラシ、 デジタル化に関する各種解説を掲載したパンフレットを調整し、多くの国民視聴者の目 に触れるよう、家電販売店や地方公共団体等において掲出、配備を依頼するとともに、 自治体行事をはじめ各種機会を捉え、国民視聴者への配布を行っている。

また、共同受信施設については、地上デジタル放送を受信するためには改修等が必要となる施設が発生することから、当該施設の管理者や利用者向けのパンフレットを調整、配布している。

さらに、地方公共団体の協力を得て、自治体広報誌等への記事掲載を行っている。

### オ 地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターの運営

平成16年9月1日から、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」が運営されており、国民視聴者等から電話で寄せられる地上デジタルテレビ放送の受信に関する質問、相談等に対応している。(相談件数やその内容の推移等の概要については、以下に加え、参考資料8参照。)

#### ) 相談件数

相談件数は、増加傾向にあり、平成16年度は27,063件、平成17年度は前年度の約2倍にあたる54,259件、18年4,5月は前年同期の約2.5倍にあたる14,263件の相談が寄せられている。

### )相談内容

地上デジタル放送の浸透に伴い、相談内容も変化してきている。

平成18年4、5月と平成17年4、5月を比較すると、受信エリアや開始スケジュールに関する相談は、31.5%から25.0%となり、6.5ポイント減少した。同様に受信方法についても25.7%から21.7%となり、4.0ポイント減少した。

一方、デジタルテレビやチューナーの取扱や機能など受信機器に関する相談は9.1%から16.2%となり、7.1ポイント増加し、デジタル放送の特徴に関する相談も、4.4%から7.0%となり、3.6ポイント増加している。これは、受信機の普及の現れと言える。

また、要望・苦情等は2.4%から4.1%となり、1.7ポイント増加した。内容は、「費用負担」、「デジタル化政策等」、「周知の方法」が増えており、特に「費用負担」については前年度比で7.3ポイント増加した。

さらに、専門的な相談も増加傾向にあり、専門的知識を有するテクニカルスーパーバイザー(TSV)の対応が増えている。平成18年4、5月のTSV対応は全入電数の約1/4を占める。TSVが対応する主な相談事例は、以下のとおりである。

共同受信施設での受信方法や改修経費、高度な受信システムに関するもの特定チャンネルの受信不良や受信障害 混信に関するもの

今後、相談件数の増加、相談内容の個別具体化、専門化は益々進むことが予想される。

TSVが対応する主な相談(17年4,5月と18年4,5月の相談内容数比較)

	相談内容	H17/4,5	H18/4,5	増加率
受信機器	受信アンテナ等受信システム機器	788	3,477	441%
受信機器	録画機器・方法	41	143	349%
受信方法	難視・障害共聴、ケーブルテレビ	822	1,961	239%
受信方法	集合住宅	695	1,486	214%

### ) 受信相談センターの電話番号入手先

受信相談センターの電話番号入手先については、電器店が最も多く、全体の23%を占める。次いで、インターネットから(14%)、NHKコールセンター経由(12%)新聞(11%)と続いている。受信相談センターの電話番号については、総務省、(社)地上デジタル放送推進協会、放送事業者などが作成した周知資材への掲載のほか、新聞テレビ欄への掲載、メーカー各社のカタログの地上デジタル紹介ページへの掲載など周知媒体が増加している。

また、「電器店に聞いた」は前年度の13%程度から17年度は大幅に増加しているが、これは、総務省、(社)地上デジタル放送推進協会などが作成したポスター、リーフレット等の店頭掲出、配布の効果の現れと考えられる。

### ) 講習会業務

さらに、受信相談センターでは、家電販売店の技術力向上と、アナログ放送終了等に関し国民視聴者に正確な情報を説明できる体制を整備するため、電器店の販売担当者等を対象に、(社)地上デジタル放送推進協会及び「テレビ受信向上委員会」と共催で「地上デジタル放送講習会」を実施している。平成18年6月末で、約170箇所で実施、受講者数は約11,000人に上っている。

### カ 放送事業者によるスポット告知

放送事業者は、テレビスポット放送によるアナログ放送終了告知及びデジタル普及促進の周知活動を推進している。スポット放送の素材は、(社)地上デジタル放送推進協会が制作しており、当該協会は、放送事業者に対し、平成18年度において、15秒スポットを各者年間1000本程度放送することを依頼している、

なお、スポット放送の内容については、アナログ放送終了の告知に加え、今後は、平成18年12月の全ての地上放送事業者によるデジタル開局を踏まえ、国民視聴者にデジタル化への準備を呼びかける内容を盛り込むこととしている。

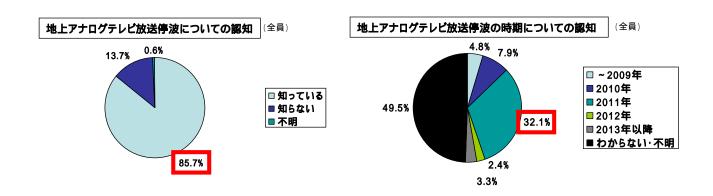
# 2)地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査の結果

平成18年3月、総務省は「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査()」を実施している。結果の概要は、以下のとおりである。

全国47都道府県全域の男女15歳以上80歳未満の個人を対象。有効サンプル数4006。その結果の概要は、参考資料9に添付されているとおりである。

### ア 地上アナログテレビ放送停波に関する認知

「地上アナログテレビ放送停波について」の認知度は昨年の66.4%から85.7%に向上、「地上アナログテレビ放送停波の時期について」の認知度は、昨年の9.2%から向上しているものの32.1%に留まっている。早期に100%とすべく、さらなる周知広報活動が必要な状況にある。



### イ 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率

地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率については、昨年3月末の8.5%から15.3%(1)に拡大しており、これは、「デジタル推進のための行動計画(第6次)」(2005年12月1日 地上デジタル推進全国会議)に示された普及目標(2)どおりに、概ね推移しているものと言える。

1:チューナー内蔵テレビ(13.4%)及び対応CATV機器(2.9%)の合計値(重複を除く)。なお、外付けチューナー、チューナー内蔵録画機、チューナー内蔵 PC は、有意な数値が得られなかったため除外。

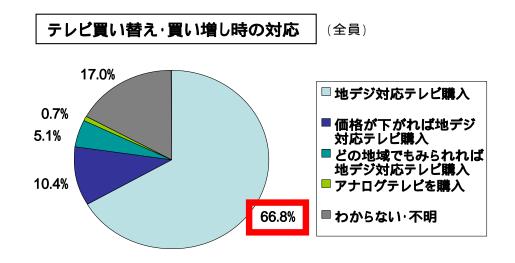
2:2006年6月のサッカーワールドカップドイツ大会の時点において、1,00万世帯、1,200万台。

### ウ 受信機購入時の対応

地上デジタルテレビ放送受信機購入にあたり、最も重視するポイントは「価格が安いこと」が最も多く(78.6%)、一層の低廉化が求められていると言える。また、テレビ買い替え・買い増しの際の対応として、「地デジ放送対応テレビを購入」という回答は全体の66.8%と3分の2を占めている。

「アナログテレビを購入」という 回答は0.7%だが、「価格が下がれば」(10.4%)、「地デジ放送がどの地域でも見られれば」(5.1%)という条件付き回答があわせて15.5%となっている。

地デジ対応受信機器非所有者における受信機器購入予定時期としては、「受信機の価格が安くなったら」(25.7%)「今のテレビが故障するまで購入する予定なし」(23.5%)「住んでいる地域の放送開始後、様子を見て判断」(21.6%)といった様子見又は消極的なものが2割台で並んでいる。



### エ 地上デジタルテレビ放送視聴評価

地上デジタルテレビ放送の満足層は、「満足」(38.6%)、「やや満足」(27.0%) をあわせて65.6%と3分の2を占め、不満層(やや不満・不満)は9.1%に留ま る。

満足層の理由としては「画質がきれい」を挙げる人が94.3%にのぼり、一方、不満層の理由としては、「思ったほど画質がきれいではない」(45.5%)「チャンネルの数が増えていない」(43.2%)との意見とともに、「ハイビジョン番組が少ない」(40.8%)が上位となっており、一層のコンテンツの充実が求められている。

# オ 地上デジタルテレビ放送に期待すること

最も期待することとしては「画質や音質がよい番組の視聴」が挙げられているが(70.2%)次いで「地域情報や災害情報」(49.7%)「データ放送でのニュースや天気予報」(44.5%)が挙げられており、家庭での情報端末としての新たな役割が地上デジタルテレビ放送に期待されていることがうかがえる。

#### 3)審議会における指摘

周知広報、相談体制のあり方について、認知度や普及の進捗状況等を踏まえた議論がなされ、当審議会は、以下のような指摘を得た。

### ア 今後より強調すべき周知内容

ポスターやパンフレットの調整・配布等の取組みに関し、当審議会は、周知広報内容 について、以下のとおり指摘を得た。

地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターの電話番号の入手先から明らかな とおり、現在の受信機購入層は、自ら電気店やホームページに積極的にアクセスする 人が中心である。今後、増加するのはデジタル受信機の購入を余儀なくされる層であ り、そうした層の視聴者には、現在のスポット放送やパンフレットの周知内容では不 十分ではないか。

スポット放送、パンフレットを問わず、周知広報の際には、「2011年7月以降、アナログ受信機については、チューナーを取り付けなければ視聴できなくなる」ことをより明確、端的に打ち出すべきではないか。

国民視聴者の不必要な負担を避けるため、視聴し続けるための費用負担額の目安を示しながら、選択肢を提示すべきではないか。

## イ 受信相談体制の拡充

前述の受信相談センターにおける相談内容の分析のとおり、相談内容に変化が見られること等の観点から、当審議会は、以下のとおり指摘を得た。

国民視聴者からの相談は、放送カバーエリアや、開始時期等ある程度定型的に処理 し得るものは減少傾向にあり、受信機や録画機器の設置等に係るより専門的な内容や、 設置アンテナ状況など個別の視聴状況を実地に見聞しないと対応困難な内容など、よ り専門的、あるいはきめ細かな対応を要するものが増加するのではないか。したがっ て、現在の受信相談体制を抜本的に拡充する必要があるのではないか。

相談内容により、対応するところも異なるであろうことから、国民視聴者は、どこ に相談をすればいいのか、明確にする必要があるのではないか。

# ウ 市町村との連携の一層の強化

視聴者に近い市町村の窓口には、既にアナログ放送停波・デジタル化に係る問い合わせが急増しているとの現状が報告され、これを踏まえ、当審議会は、以下のとおり指摘を得た。

国から市町村に対する情報提供は十分とは言えず、より緊密な情報交換、きめ細かな情報提供が急務ではないか。

周知広報の内容も、今後は、高齢者その他社会的弱者を視野に入れたものとしていくことが必要ではないか。

# 受信機の多様化・低廉化

## 1)多様化・低廉化の動向

関係者と一体となった努力の結果、受信機全体としての価格の低廉化、10インチ台の小型地上デジタル放送受信機の発売、地上デジタル専用B-CASカードの実現による受信機の多様化等、以下のように多くの成果が、視聴者の目に見える形で実現したと評価できる。

昨年10月、プラズマのデジタル放送受信機について、2008年には1インチ5,000円を目指すことを発表した放送受信機メーカーの例がある。

以下のとおり、デジタル放送受信機全体として、着実な価格の低廉化の傾向が見られる。

### 地上デジタル放送受信機の価格例(2006年7月第4週現在、事務局調べ)

液晶15型		液晶20型	液晶23型	液晶26型	液晶32型	液晶37型
約 7.0 万円	3	約 9.0 万円	約 11.8 万円	約 13.1 万円	約 15.6 万円	約 22.0 万円
液晶37型	4	約 76.0 万円	約55.0万円	約38.8万円	約31.9万円	約 22.0 万円
/仪明 3 / 空	( 2	2003年9月第1週)	(2004年7月第2週)	(2005年6月第5週)	(2005年11月第3週)	(2006年7月第3週)

また、地上デジタルチューナーを搭載したハードディスクレコーダーにも、実売 価格が6万円台を切る例が見られる。

200GB HDD内蔵 地上デジタル対応DVDレコーダー 販売価格例 約5.5万円 (2006年7月第3週現在:事務局調べ)

13インチで地上デジタルチューナーを搭載した受信機が2006年8月上旬に発売予定。

販売予定価格例 約8.0万円 (事務局調べ) 地上デジタル対応チューナーが2006年8月上旬に発売予定。 販売予定価格例 約2.0万円 (事務局調べ)

# 2)審議会における指摘

以上のような状況を踏まえ、受信機の多様化・低廉化を促進するため、さらに追加的な措置が必要か否かについては、以下のような指摘を得ている。

受信機の低廉化・多様化は今後とも一層促進されていくことが確実であり、アナログ受信機に対するシール添付とあいまって、市場の自然な動きとして、受信機メーカーにおけるアナログ受信機の生産停止、及びデジタル受信機の普及は加速されていくのではないか。

諸外国においては、送信環境が一定の水準を超えて整備されることを前提として、アナログ放送のみの受信機能を持つ受信機の製造を停止する措置を講じた例もある。シール添付やアナログ放送停波に係る周知広報の効果によっては、こうした例も参考として、受信機普及に係る措置のロードマップの策定を検討することが必要ではないか。

受信機の多様化・低廉化が進むためには、受信機メーカーにおける商品企画の自由が確保されることが大前提であり、行政としては、これを阻害する動きが生じないよう、注視を怠らないことが重要ではないか。

# デジタルテレビの出荷比率(2006年6月、JEITA資料により作成)

期間	H16.1~12	H17.1~12	H18.1~6
テレビ出荷総数	約 876 万台	約 867 万台	約 375 万台
デジタルテレビ出荷数	約 160 万台	約 313 万台	約 208 万台
デジタルテレビの割合	約 18%	約 36%	約 55%

# 受信機の普及に向けた今後の対応

# 1)アナログ放送停波等に係る周知広報のあり方について

これまでの周知広報は、地上デジタル放送の視聴可能地域が一定の範囲に限定されていたことを前提に、地上デジタルテレビ放送に関心の高い層を中心にその魅力を訴求し、 先行的なユーザによる需要の牽引に期待する取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、本年12月から全国で地上デジタル放送が開始される予定であり、今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも異なる、より幅広い国民視聴者層を想定し、 年齢別、視聴環境別等、きめ細かな周知広報活動を展開する必要がある。

)情報伝達手段については、国民視聴者に対する訴求効果、影響力という観点から、テレビによるスポット広告の充実を中心に据え、ポスター、パンフレット等を幅広く頒布することに取り組む。

)情報提供の内容については、「2011年7月以降、アナログ受信機のみではテレビ放送が視聴できなくなる」ことをより前面に、かつ明確に訴求していくとともに、以下のような配慮が必要である。

国民視聴者一人一人が、幅広い選択肢の中から、そのニーズにあった最も的確な 視聴方法を選択することが可能となるよう、例えば、次のような具体的事項を提供 することが必要である。

- (ア)直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた視聴方法 の選択肢
- (イ)テレビの買換え又はチューナーの取付け等の選択肢に応じた利害得失(この機能は諦めざるを得ないが、安価である等)
- (ウ)選択肢や製品等に応じたコストの比較

また、地上デジタル放送のサービスを利用するに当たって国民視聴者に求められる知識がアナログ放送時に比べて広範となっている状況に鑑み、地上デジタル放送の受信や録画等に必要な機器、録画に関する新しいルール等について、より正確かつ分かりやすい周知広報が求められる。

さらに、一般的な認知度の向上を捉え、誤った情報や、不十分な情報によって関連商品・サービスを売りつける悪徳商法も増えることから、注意喚起も必要である。 国及び放送事業者等関係者は、本年12月までに、こうした基本的な考え方に基づく 周知広報計画を改めて策定し、公表すべきである。 )地上デジタル放送の認知度の向上に伴い、相談件数が飛躍的に増加するとともに、相談内容の専門化が進展している。こうした状況に対応し、これまで、販売店、メーカー等各機関に委ねられてきた相談対応を組織化し、より効率化するとともに、個々の視聴者に対するきめ細かい対応が可能となる体制を整備すべきである。

国は、放送事業者、メーカー、量販店等関係者と協議の上、本年12月までに、以下 を柱とする相談体制を確立した上、その内容の周知に努めるべきである。

> 視聴者からの相談が予想される機関の明確化と各機関の協力の取り付け 専門相談の担当が期待される機関の窓口の明確化、組織化と協力の取り付け 基本相談に関するQ&A整備の下、一次窓口の拡大 等

#### 2) デジタル受信機の多様化・低廉化に係る対応のあり方

ア 現在の受信機の出荷比率から見れば、アナログ受信機とデジタル受信機の比率は、ほぼ均衡した状況に向けて推移していると考えられる。先に示したとおり、この6月からは、工場から出荷されるアナログ受信機に対し、「アナログ放送終了告知シール」の貼付が実施されているところであるが、アナログ受信機の比率の更なる低下を図るため、何らかの追加的措置を行う必要がある旨の指摘があることは、前項に示したとおりである。当審議会としては、国としては、「アナログ放送終了告知シール」の貼付以降の、デジタル受信機の普及動向、受信機の出荷比率の変化等を引き続き注視し、アナログ受信機の製造に係る米国等諸外国の施策と、その形成過程における議論も踏まえた上で、2007年7月を目処に、さらに「シール貼付」に加え、追加的な措置を講ずべきか否かを検討し、結論を得るべきであると考える。

✔ 先の指摘にもあるとおり、デジタル受信機の多様化・低廉化の前提として、当該受信機に係る商品企画の自由度が確保されることが必要であることは言うまでもない。デジタル受信機については、複数の機能が規格化されているところであるが、受信機に搭載する機能の選択については、市場のニーズと、これを踏まえた商品企画上の判断に委ねられるべきである。

当審議会としては、国に対し、こうした自由度を阻害する事態については常に注視を 怠らず、必要に応じて、所要の措置を検討することを求めるものである。

# (2)デジタル放送における著作権保護方式のあり方

当審議会は、昨年7月の第2次中間答申において、「コピーワンジェネレーション(COG: Copy One Generation)」(1世代のみコピー可)等、デジタル放送の現行の著作権保護方式の運用改善の必要性を指摘し、放送事業者、受信機メーカー等関係者に対し、可能な限り早期に検討の場を設置し、検討に着手することを求めたところである。

後述するとおり、この第2次中間答申以降、関係者による精力的な議論が行われ、複数の具体的な運用改善案も明らかにされている。当審議会としても、適宜その内容を求め、著作権管理団体、消費者団体等関係者の参加も得て意見交換を重ねてきたところである。

以下、 検討に当たり再確認しておくことが有益と考えられる複数の事項を説明した 後、 当審議会にて取り上げた主なポイントと意見の内容を明確化した上で、 今後の 方向性を提言することとする。

# デジタル放送における著作権保護の運用の仕組みと、その導入経緯

標記については、既に第2次中間答申においても言及した事項である。しかしながら、 これまでの議論を踏まえると、今後の方向性に向けた検討を進める上で、次の3点については、改めて再確認しておくことが重要と考えられる。

# 1)デジタル放送の著作権保護方式の現状

デジタル放送における現在の著作権保護方式の下では、デジタル録画機器に録画された放送番組は、オリジナルを残したまま他のデジタル録画機器に複製することはできない。全ての放送番組について、「コピーワンジェネレーション」と呼ばれるルールに沿って、著作権保護が実施されている。

こうした著作権保護は、DTCPと呼ばれる技術等によって実現されている。DTCPとは、デジタルインターフェースを介したデジタル機器間でのコンテンツの転送等に係るコンテンツの保護技術であり、その技術の利用に当たっては、エンコーディングルールと呼ばれる技術の運用ルールを遵守することが求められている。この技術は、メーカーを主体とする5Cと呼ばれる企業郡が、共同開発及び策定したものであり、その運用ルールは、米国の映画業界とも協議の上、5Cが策定したものである。

なお、我が国において、有料放送を含む B S デジタル放送が開始された 2 0 0 0 年末の時点では、D T C Pのエンコーディングルールに「E P N (Encryption Plus (copy control) Non-assertion)」(出力保護付き、コピー可)は存在しなかった。「E P N」は、無料番組を含め、コンテンツ保護(スクランブル)を伴うサービスについて適用可能なルールとして、「コピーフリー」、「コピーワンジェネレーション」、「コピーネバー」に加え、 2 0 0 1 年に新たに追加されたものである。

#### **DTCP** (Digital Transmission Content Protection)

松下電器、米 Intel、日立製作所、ソニー、東芝の5社(いわゆる「5 C」が共同で開発し、1998年に発表したデジタルコンテンツの保護技術。IEEE-1394(i.LINK)を使って接続したデジタルデバイス間で通信を行う機器間で認証と暗号化をすることで、音楽や映像等のコンテンツの不正コピーや不正な取り出し、不正な改ざん等を防ぐ規格。

#### 2)導入の経緯

「コピーワンジェネレーション」という、デジタル放送における現在の著作権保護方式の運用は、 メーカーが共同開発した技術であるDTCPを、放送事業者が、コンテンツの保護の仕組みの一環として採用し、かつ、 DTCPのエンコーディングルールが用意した4つのCCI(コピー制御情報)の内、当該エンコーディングルールがコンテンツ保護を伴う無料広告放送について認めている「コピーフリー」、「EPN」、「コピーワンジェネレヘーション」という三つの選択肢の中から、地上デジタル放送に載せる情報として、放送事業者が「コピーワンジェネレーション」を選択した結果成立しているものである。

以上から明らかなとおり、デジタル放送における著作権保護方式は、民間企業の間の 合意によってその内容が定められている。我が国においては、デジタル放送の著作権保 護方式について、その内容及び策定手続き、いずれの面についても、基本的には民間ベ ースの取組みに委ねられており、何ら制度上の制約はない。

#### 3)米国の状況

米国は、世界に先駆けて、デジタル放送の著作権保護方式の内容等を定める制度の導入を明らかにしたが、その後、司法判断を経て、現状では、著作権保護方式について特段の制度やルールが定められていない状況にある。その経緯の概略は以下のとおりである。

2003年11月、米国連邦通信委員会(FCC)が、著作権保護方式として、地上デジタル放送のインターネットへの無制限な再送信を防止する目的で、「EPN」を採ることを前提として、受信機メーカーに対し、この方式への対応を義務づける「ブロードキャスト・フラグ」ルールを決定した。こうしたFCCによる規制が必要となった背景としては、地上デジタル放送については、当初放送番組の送信時にスクランブル(暗号)をかけることが行われておらず、暗号化に対応していない受信機が相当数普及していたことから、途中から放送波にスクランブルをかけることが困難であったこと等が指摘される。

「ブロードキャスト・フラグ」ルールについては、2005年5月、米国連邦控訴裁判所によって法的効力を否定され、その後、米国連邦議会において、著作権保護方式のあり方に関する議論が継続された。その結果、2006年5月、米国上院商務委員会から、「ブロードキャスト・フラグ」ルールの考え方を基本とした米国連邦通信法の改正案

が発表され、本年6月には当該改正案が同委員会において可決されている。その概要は次のとおりである。

【米国連邦通信法改正案 (「ブロードキャスト・フラグ」導入案部分)概要】 デジタルテレビ番組等の概要版 (ダイジェスト)のインターネットでの配信 を認める。

ホームネットワークでのフラグ対応機器間におけるデジタルテレビ番組等 の複製を認める。

ニュース番組 (スポーツを除く) は原則フラグを立てず、無差別配信を認める。

地上・衛星デジタルラジオへオーディオ・フラグを導入する。

# 第2次中間答申以降の検討状況

#### 1)検討体制の整備

第2次中間答申の提言を受け、概ね以下の経緯で、放送事業者、受信機メーカー、著作権管理団体、消費者団体等関係者による検討が進められた。

昨年11月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)の構成員から成る「コンテンツ保護検討委員会」、及び放送事業者から構成される「RMP協議会準備会」の合同で、「コピーワンジェネレーション」等著作権保護の運用の見直しを検討する新たな場が設置され、同月に開催された当審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」にて、この検討の場の構成員に対し、その検討状況を適宜当該委員会にて公表するように要請が行われた。

この要請を受け、昨年12月、当該委員会にて、放送事業者と受信機メーカーの双方から、著作権保護方式の改善のあり方についてそれぞれの考え方が公表された。

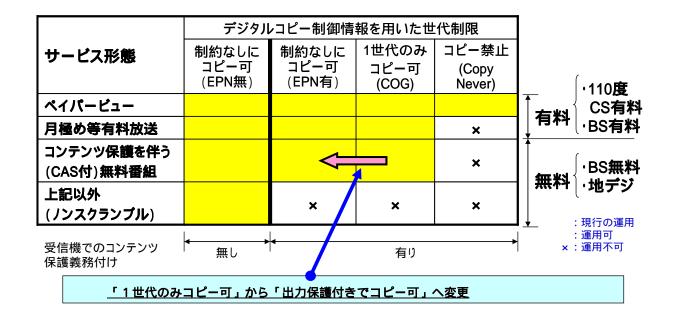
#### 2)改善のあり方に関する考え方

当該委員会にて、放送事業者及び受信機メーカーから公表された、著作権保護方式の 改善に係る提案の内容は、概ね以下のとおりである。

#### ア エンコーディングルールに係る運用の変更

デジタル放送波に搬送される、複製制御に係る信号の変更を求める考え方である。具体的には、放送事業者に対し、現状の「コピーワンジェネレーション」に代えて、「EPN」を指示する信号に変更することを求めている。

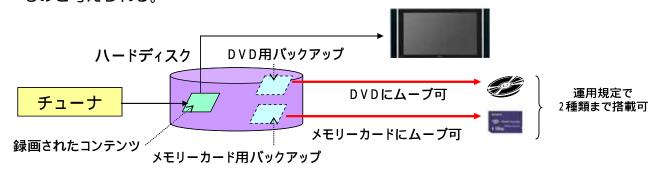
こうした考え方の下では、受信機から他の機器に、放送番組をデジタル出力したり、 放送番組をメディアに記録する際に、一定のコンテンツ保護技術による暗号化が施され る。当該コンテンツ保護技術のライセンスに準拠した機器やメディアであれば、これら にオリジナルの放送番組を暗号化した上で複製することに関して、コピー数・世代制限 はなくなり、第2次中間答申に示された、「コピーワンジェネレーション」に係る視聴者 の指摘については、基本的には解決可能となると考えられる。ただし、インターネット 上に、当該コンテンツやその複製を視聴可能な状態で送信することはできない。



### イ 受信機の機能改善

受信機の機能改善によって対応することを基本とする考え方である。具体的には、ハードディスク内に、オリジナルコンテンツの併存を許すこととし、このための受信機の機能改善を求めている。

こうした考え方の下、現在のエンコーディングルールとの関係を整理した上で、ハードディスク内に複数のコンテンツの併存が認められれば、「ムーブ」失敗の場合や携帯端末用に番組を複製する場合であってもオリジナルのコンテンツが一度に消滅することはなく、第2次中間答申に指摘した視聴者からの指摘に対して、一定の対応は可能となるものと考えられる。



ムーブ等の失敗を防ぐため、ハードディスク内にオリジナルのほか、 DVD・メモリーカードへムーブするための専用のバックアップコンテンツを用意。 DVD等にムーブしても、HDD内のオリジナルはそのまま。 ムーブに失敗した場合オリジナルをムーブすることが可能。

(その場合オリジナルも消失する。)

# 審議会における検討

第2次中間答申以降の経緯と、これまでに提案された具体的な改善案の内容については、前項 「第2次中間答申以降の検討状況」までに示したとおりである。これらを踏まえ、当審議会においては、以下に示す諸点について検討を行った。その概要は、以下のとおりである。

#### 1)基本的な考え方

第2次中間答申は、コンテンツの保護と、視聴者における利便性の確保の双方に配意 しつつ、著作権保護方式の改善のあり方を検討すべきことを提案したところであるが、 こうした基本的な考え方に関して、以下のような指摘が行われている。

私的利用の範囲内でのダビングやコンテンツの加工等、アナログ放送では可能であったことが、デジタル放送では不可能となるのであれば、視聴者の理解が得られる説明をするべき。

アナログ放送の時代にあっても、コンテンツのダビングや加工が私的利用の範囲内か否かは、見解が分かれているのではないか。アナログ放送の時代には、技術的な抑止手段がなかったため、多くの視聴者が、著作権法上許容される「私的利用」の範囲内か否かを十分に吟味しないまま、オリジナルを残したままコンテンツを複製する行為を行っていたのではないか。

デジタル時代にあっては、劣化なく無制限にコピーを作ることが可能となるため、 著作権保護の手段は必要。そうした手段がなく、良質なコンテンツが、適切な対価 なく多くの視聴者に入手可能な環境となっては、コンテンツを制作する人材や、コ ンテンツの充実は望めないのではないか。

デジタル放送をデジタル録画機器に録画したものをDVDへ「ムーブ」する場合と、アナログ放送をデジタル録画機器に録画したものをDVDへコピーする場合は、どちらも「デジタル」で「標準画質」であるが、前者には「コピーワンジェネレーション」が適用される。同一条件のコンテンツに対し、著作権保護の運用に差異が生じるのは、バランスのとれた運用とは言えない。

本年12月には地上デジタル放送が全国で開始される。既に昨年の段階で「コピーワンジェネレーション」の運用の仕組みに対し、相当数の視聴者から問題点が指摘されていたことを考えれば、本年12月までに、現在の著作権保護の仕組みのあり方の改善について、早急な対応が必要ではないか。

デジタル放送の著作権保護のあり方を検討するに当たっては、地上デジタル放送の受信機普及という観点のみならず、我が国の知的財産権のあり方まで視野にいれた多角的な検討が必要ではないか。そうした検討がなければ、受信機普及の観点からは問題の解決が見られても、別の側面から不都合が生ずることもあり得るのではないか。

我が国では、地上波放送が最大かつ最良の番組を継続的に提供しているという事情があり、地上波放送の権利が守られることが日本のコンテンツ産業の振興にとって決定的に重要であるというコンテンツマーケットの実情を踏まえた検討が必要

ではないか。

著作権保護については、法的な対応と技術的な対応の両面が必要。デジタル放送における「コピーワンジェネレーション」という運用の形態が採用されていることについては一定の評価に値するものであり、原則的には堅持すべき。

防災、教育、医療等、公共コンテンツ及びアプリケーションについては、コピーガード等の利用にかかわる制限は可能な限り設けないことが望まれる。特に緊急起動後に受信された防災用のコンテンツ及びアプリケーションについては、インターネット等との通信との連動が必須であることから、受信後の利用にかかる制限についてはより慎重な検討が必要ではないか。

#### 2)導入の経緯

前記「デジタル放送における著作権保護の運用の仕組みと、その導入経緯」に示したとおり、現行の著作権保護方式は、DTCPという基盤技術を開発した者、及びこれを採用した者の間の契約を基本として成立しているが、その成立の経緯について、次のような指摘が行われている。

そもそも「コピーワンジェネレーション」という著作権保護の仕組みが導入される過程が、視聴者や権利者にとって不透明な部分が多く、その見直しをする際は、 検討の過程を公開するべき。

放送番組を録画することがこれほどまでに複雑になり、視聴者の間で混乱が生じることは、あらかじめ予測できなかったのか。このような混乱を招く技術が十分な議論を経て導入されたのかどうかが疑問。

「コピーワンジェネレーション」という著作権保護の仕組みが運用されることによって、放送番組を録画することにどのような条件や制約が加わるのかということを、「コピーワンジェネレーション」を導入する際にも、した後にも、視聴者や権利者に対して十分な説明が行われていない。

我が国において、現在の著作権保護の仕組みが導入されるに当たっては、200 1年の当審議会・情報通信技術分科会において議論がなされ、必要な省令改正を経 て、NHKを含む無料放送で制度的に導入が可能となった経緯があることも踏まえ た検討が必要ではないか。

#### 3)「コピーワンジェネレーション」の適用範囲と、米国等における取扱い

デジタル放送の著作権保護方式について、米国と我が国の取扱いに相違があることは前記「デジタル放送における著作権保護の運用の仕組みと、その導入経緯」に示したとおりである。これに関して、次のような指摘が行われている。

諸外国では、コンテンツ保護自体を実施していなかったり、「EPN」を基本としたコンテンツ保護の仕組みを導入しようとしている中で、日本において全ての放送番組に対して「コピーワンジェネレーション」を適用する理由・必要性があるのか、合理的な説明が必要。

「コピーワンジェネレーション」を維持する理由を、放送コンテンツの充実のた

めとしているが、「コピーワンジェネレーション」以外の著作権保護の仕組みを導入した場合、放送コンテンツの制作や調達に具体的にどのような差異が生じるのか、 米国の状況との相違の説明を含め、具体的に説明すべき。

米国においては、「4大ネットワーク(ABC、NBC、CBS、FOX)」等、地上波の放送事業者やテレビに多くの番組を供給しているハリウッドの映画業界等は、「ブロードキャスト・フラグ」だけでは適切な保護はできないとの立場から、引き続きよりコンテンツ保護施策を求めていることも踏まえ、我が国のコンテンツの保護のあり方を検討すべきではないか。

#### 4) エンコーディングルールの運用変更について

受信機メーカー側から提案されている、エンコーディングルールの運用改善案については、以下のような指摘が行われた。

DTCPに既に規定されているエンコーディングルールの範囲内の変更であるので、視聴者がどのような機器を用いて地上デジタル放送を視聴しても、機器の組み合わせによるふるまいの差異は生じず、スムーズに移行できる。

「EPN」は、インターネットへの流出は阻止できるが、一方でコピー制限がないため、海賊版が容易に作成可能となってしまう。海賊版対策という観点から、コピー制限ができる著作権保護の仕組みを採用すべき。

「EPN」は、ハリウッドがコピーフリーを強化、すなわちネットワークに出力禁止で、かつ外部出力先でもインターネット出力禁止を担保するために構築したルール。実際、このルール下では、コンテンツは暗号化されており、インターネット上には、視聴可能な状態で送出されるものであって、「コピーフリー」と同等に扱ったり、「海賊版が容易に作成可能」といった議論に結びつけるのは、誤り。

「EPN」の下では、一定の規格に則ったメディアであれば、その複製の枚数を制限することは技術的に不可能。権利者の立場から見れば、コピー「ワンス」という回数にこだわるものではないが、複製の枚数に歯止めがかけられない方式の導入には懸念を感じる。

なぜ、現在のエンコーディングルールの範囲に議論を限定する必要があるのか。 著作権保護の技術は、現在でも多様であり、今後も日進月歩である。そうした多様 な選択肢を対象として議論すれば、視聴者のニーズ、権利者からの指摘の双方に答 えることは十分可能ではないか。

「ムーブ」が失敗してしまうという問題点は、むしろハードウェア製品が要求仕様を満たしていないという機械の動作上の問題点であり、ユーザーサポートの範疇の問題ではないか。このことが「EPN」の導入の議論に直結するものではないのではないか。

#### 5)受信機の機能改善について

放送事業者側から提案されている受信機の機能改善案については、以下のような指摘が行われた。

地上デジタル放送を視聴・録画する際に使用する受信機・録画機の組み合わせによって、例えばデジタルチューナー・ハードディスク・DVDレコーダーが一体となった機器と、チューナーを搭載しない機器とでは動作が異なる可能性があるなど、視聴者の混乱を招く可能性が高いのではないか。

ハードディスクにバックアップの併存を許す案では、ハイビジョンのコンテンツの場合、相当の容量を消費することとなり、メディアに移した後も一定の間はハードディスクに当該コンテンツを残す視聴形態も多いことを考えれば、結果的には視聴者の利便性を損なうのではないか。また、バックアップを残すために新たな操作が必要とされるのであれば、さらに視聴者に負荷をかけることになるのではないか。

エンコーディングルールの現状と、視聴者からの指摘に早期に対応することの必要性を考慮すれば、ハードディスクにバックアップを設ける方法は、より現実的な解決策ではないか。この方法によれば、第2次中間答申で指摘された不具合、不都合のほとんどは解消されるのではないか。

「ムーブ」失敗時のバックアップ機能を有する「コピーワンジェネレーション」を原則として、補足的に「EPN」を併用することが適当ではないか。すなわち、原則「コピーワンジェネレーション」として、権利者の理解が得やすい、海賊版等不法コピーの可能性が低いものについて、「EPN」とすることが適当ではないか。その際、「なぜ」ということを視聴者に十分説明し、理解を得ることが重要。

# 今後の対応について

デジタル放送における著作権保護の仕組みのあり方に関しては、前項に記載した諸点について、なお様々な立場と意見があることは、これまでに示したとおりである。こうした状況を踏まえ、当審議会としては次のように考える。

**ア** これまでの議論において、今後の対応を検討する際の基本的な姿勢に関し、以下の諸 点については、基本的な認識の相違はないのではないかと考えられる。

地上デジタル放送は、本年12月から全国で開始され、デジタルチューナー内蔵の録画機器や、デジタル受信機に i-Link 等を介して接続される録画機器の利用者が飛躍的に拡大すると考えられること。そして、この時点で、第2次中間答申に示された、現在の著作権保護方式に関する視聴者の指摘に対し、何らかの対応の方向性を示し、視聴者の理解を得る努力に早急に着手しなければ、デジタル放送の受信機普及に係る大きな障害となるおそれがあること。

アナログ放送時においては、相当多数の視聴者が、私的利用の範囲内で、放送から直接録画した「オリジナルのコンテンツを残したまま、その複製を作成する」行為を行っていたと考えられること。デジタル放送の著作権保護の仕組みの下では、こうした行為は不可とされ、多数の視聴者の視聴行動が影響を受けると考えられることから、少なくともこの視聴環境の変化とその理由について、視聴者に十分説明し、理解を得ることが不可欠であること。

放送のデジタル化の利便を、全ての視聴者に還元していくためには、デジタル放

送コンテンツの充実が不可欠であること。このためには、コンテンツを制作し、流通させる者の意思に反した複製を防止し、制作・流通のインセンティブを確保する、一定のコンテンツ保護の仕組みが必要であること。そして、この必要性がアナログ放送時に比べて更に高まっていることについて、視聴者の理解を得ることが重要であること。

本項冒頭に示したとおり、現在のデジタル放送の著作権保護の仕組みは、DTCPという基盤技術とその運用ルールの開発者、その利用者といった複数の関係者の協力の下に成立していること。したがって、その仕組みの改善は、一部の当事者の意思と行為のみで実現するものではなく、放送事業者、受信機メーカー、行政、視聴者、著作権者等幅広い関係者の理解と協力の下に可能となること。

**イ** 以上の基本認識のもと、当審議会としては、2011年のデジタル放送への全面移行 の確実な実現を図る観点から、放送事業者、受信機メーカー等関係者に対し、以下に示 す方向性の下に、早急に検討に着手することを要請する。

現在、デジタル放送の全ての放送番組は、「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。

デジタルチューナー内蔵の録画機器等の利用者から、(ア)「コピーワンジェネレーション」の下では、視聴者が「ムーブ」を行う際、オリジナルのバックアップを保持しておくことが困難となっていること、(イ)「ムーブ」が失敗すると、オリジナルの放送番組、DVDに途中まで記録された放送番組の双方が使用不能となること、等の指摘があることを踏まえ、これらの指摘に応えるための受信機側の具体的な対応のあり方を検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を報告すること。

公表の具体的な方法は、放送事業者、受信機メーカー等による公開、当審議会等に対する説明と、その内容に対する意見募集の形で行うことを想定する。当審議会における意見や、意見募集に寄せられた意見の内容によっては、必要に応じて、著作権管理団体、消費者団体等関係者の参加を得て、下記オ及びカの内容に沿って、所要の対応についての検討を行うこととする。

ウ 当審議会としては、 デジタル放送の著作権保護方式については、基本的には民間主導で形成されたものであり、今後とも、民間の自主的な取組みを可能な限り尊重すべきこと、 現在の著作権保護方式を前提として、既に相当の数のコンテンツが制作・放送され、またデジタル受信機の出荷も相当の規模に達していること、こうした中で、視聴者・利用者や、コンテンツ制作に係る関係者の間で、可能な限り混乱は回避すべきこと、といった事情を勘案し、現段階で一定の具体策を特定することのではなく、関係者が上記イに示した方向性の下に検討し、その状況を公表・説明して視聴者の理解を得ていくことを基本として、現在の状況の改善を図ることとしたものである。

**エ** しかしながら、当審議会に与えられた、「2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現」という検討目的と、前項までに示した議論の経緯に照らして考えるに、仮に、デジタル放送の著作権保護の現状と、これに関する視聴者に対する説明のあり方等について、視聴者に目に見える形で、何ら具体的な改善が見られない場合には、今後視聴者の十分な理解を得つつ、デジタル受信機の購入や買い替え等を進めていくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

以上に鑑み、当審議会としては、放送事業者、受信機メーカー等関係者は、受信機の 普及なくして、2011年までのアナログ放送停波によるデジタル放送への全面移行は 不可能であることを改めて認識した上、以下の点に配意して視聴者に対する必要な説明 責任を果たしつつ、視聴者の目に見える改善策の具体化に向け、上記イに示した検討に 全力で取り組むよう、改めて要請するものである。

これまでの議論の過程で、全ての放送番組が「コピーワンジェネレーション」の扱いであることの合理的理由の説明が強く求められたこと、特に(ア)米国では、「インターネット送出禁止」の扱いを前提としてデジタル放送における著作権保護のあり方の検討が進められていることとの比較、 (イ)放送番組を「コピーワンジェネレーション」以外の扱いとすることによる、当該放送番組の制作過程等における具体的な弊害の明確化、等の観点から説明することの必要性について指摘が行われたこと。そして、地上放送は、国民視聴者に対する基幹的な情報伝達を担う公共性の高い事業であり、その運用のあり方に係る指摘については、一定の説明責任を果たしていくべきこと。

「EPN」の下では、当該コンテンツ保護技術に非対応の機器を用いて、暗号記録された放送番組を再生・記録することはできなくなるが、次の点については権利者から強い懸念が表明されていること。

- (ア)「EPN」の下では、例えばオリジナルのコンテンツから当該コンテンツ保護技術に対応したメディアに複製した後、当該メディアから更に当該技術に対応したメディアに対して複製することが可能となること。
- (イ)さらに、「EPN」の下では、このように複製されていくメディアの数に制限を課することが技術的に不可能であり、複製の世代制限を行うこともできないこと。
- (ウ)結果として、オリジナルのコンテンツを複製したメディアが無制限に制作されることを、技術的に回避することができないこと。

また、現在のエンコーディングルールは2001年に変更され、「EPN」はこの時点で追加されたものであり、当該ルールの変更も、現状を改善するための一つの選択肢としては考えられることから、検討の対象を現在のエンコーディングルールの4つのコピー制御方式の範囲に限定することには疑問が提示されていること。さらに、技術的には、現在のルールに含まれない、新たなルールを形成することは可能であり、視聴者ニーズの動向に沿って、常にこうした新たな可能性を模索する基本的な姿勢が必要ではないか、という指摘が行われていること。

オ なお、当審議会としては、視聴者や著作権者という、デジタル放送の受益者や、コンテンツ制作にも直接関与する立場の者から、現在の著作権保護のあり方についての検討過程等に不透明な部分がある旨の指摘があったことは、放送のデジタル化に係る行政をはじめ、放送事業者、受信機メーカー等関係者が特に重く受け止める事項と考える。

地上放送は、国内のほぼ全ての世帯に普及している、最も基幹的なメディアであるととともに、我が国の映像コンテンツの制作・流通の中核を担っており、著作権保護の仕組み等、地上デジタル放送に係る技術とその運用ルールのあり方は、我が国のコンテンツの制作・流通と、関連する産業全体にも大きな影響を及ぼし得ると考えられる。デジタル技術の急速な進展に伴い、通信と放送の双方の機能を搭載する受信機の開発・普及も進む中で、そのメリットを的確に視聴者へ還元し、併せて我が国のコンテンツ産業全体の発展を図っていくためには、本項に係わる議論の過程からも明らかなとおり、技術とそのルールが、通信と放送の社会的機能も踏まえ、適切に形成されていくことが更に重要となると考えられる。

もとより、これまでにも再三指摘したとおり、こうした技術やルールのあり方については、基本的には民間ベースの検討に委ねられるべきものである。しかしながら、上記に示した地上放送の役割と、2011年の確実なデジタル放送への全面移行の実現という当審議会の検討目的に鑑みれば、こうした技術やルールについては、視聴者を含めた幅広い関係者の理解を得られるよう、その検討・形成過程の適時の公開を含め、可能な限り透明なプロセスを経て決定されていくことが望ましい。

以上に鑑み、当審議会としては、放送のデジタル化を確実に実現し、これを通じて我が国全体のデジタル・コンテンツの制作・流通を更に促進する観点から、行政において、 適切な検討の場の設定を含め、地上デジタル放送に係る技術やルールの策定プロセスの 透明性を確保するための適切な対処を怠らないよう、改めて要請するものである。

**力** 今後、放送事業者や受信機メーカー等関係者の検討状況の公表を受け、デジタル放送 の著作権保護のあり方を検討するに当たっては、審議の過程でも指摘されているとおり、

視聴者による放送番組の録画については、著作権法第30条(私的複製)の範囲内に限り、自由に複製できることに留意する必要があるが、こうした事項を含めた、 著作権保護の重要性に関する視聴者への周知のあり方

コンテンツの制作・流通する者の意図に反した複製を行う者に関する、捜査や罰 則を含めた社会システムのあり方

著作権保護技術の今後のあり方

コンテンツの内容と、その保護方法のバランスに関する、判断プロセスのあり方 等の諸点と併せ、総合的に検討していく必要がある。

以上に鑑み、当審議会としては、行政として、放送事業者、受信機メーカーのみならず、著作権に係る行政、消費者、権利者等幅広い関係者の参加を得た、上記のような多角的な検討に相応しい適切な場を設定することを、併せて要請するものである。

# 第3章 コンテンツの多様化

地上デジタル放送ならではのメリットを生かしつつ、地上デジタル放送の普及を加速するためには、地上波によって提供される個々のコンテンツの魅力を高めることはもちるん、その多様化を図っていくことが不可欠である。昨年7月の第2次中間答申においては、デジタル放送のコンテンツ制作において、より多様な人材やノウハウの導入が促進されることを求めており、このための具体策について、放送事業者における外部制作者の活用の現状、放送事業者のコンテンツ制作に係る諸外国の政策の状況、等を踏まえつつ、検討し、結論を得ることとしている。

# 放送事業者における外部制作者の活用の現状

民間放送事業者の「コンテンツ制作・調達の現状」及び「コンテンツ制作・調達に係る手続きの現状」の現状については、概ね以下のとおりと考えられる。

# 1)コンテンツの制作・調達の現状

コンテンツの制作・調達について、「製作著作」の観点から放送番組を分類すると、「完全局制作番組」及び「部分委託番組」等のように自社のみが「製作著作」となるもの、「発注・購入番組」のように専ら外部制作会社が「製作著作」となるものに概ね分類される。

)自社のみが「製作著作」となる「完全局制作番組」及び「部分委託番組」等の割合は 各社(東京キー局)平均で60%程度にとどまっており、相当程度、外部調達が進んで いると言える。なお、放送番組の制作・調達の観点から見た場合、「完全局制作番組」、 「部分委託番組等」、「発注・購入番組」の比率は、各局平均でそれぞれほぼ同じ割合と なっている。

)また、「完全局制作番組」や「部分委託番組」といった局制作番組における外部スタッフの活用状況を見た場合、ほとんどの局において、制作スタッフの70%以上を外部の制作会社スタッフが占めている。

これらのことから、放送事業者においては、一定程度、外部制作者の活用が進展していると言える。

#### 2) コンテンツの制作・調達に係る手続きの現状

コンテンツの外部調達だけでなく、コンテンツの制作過程においても外部制作者の活用が進展しており、「一般の企画募集」から「ドラマの原作やシナリオの募集」まで、コンテンツの企画段階から、幅広く手続きのオープン化が進んでいる。また、外部制作会社との契約条件等の手続きにおいても一定の公正性・透明性が図られている。

)「一般の企画募集」については、自社及び関連会社に限定することなく、外部制作会社から幅広く企画を受け付けており、その募集に当たっては、自社内でのポスター掲示や外部制作会社向けの説明会の開催等により実施されている。

例えば、ある社の編成部による外部制作会社を対象とした説明会は、半年から1年に一回の割合で定期的に実施されており、最近の説明会では、外部制作会社は約90社が参加して、編成に関する意思決定を行う者の一部も出席した上で、開かれた場で編成方針が説明されている。

)「ドラマの原作やシナリオの募集」については、一般の視聴者からも募集を受け付けており、新聞、テレビ番組のスポット、雑誌、インターネットを通じて公募し、特定のグループや企業に限定することなく受け付けている。

例えば、ある社では「ドラマの原作やシナリオの募集」に関するイベントを出版社と 共同主催しており、その他の社においても「シナリオ登竜門」、「脚本賞」等のイベント がオープンに開催されている。

)これらの企画募集段階でのオープン性に加え、外部制作会社との契約条件等の手続についても、コンテンツ制作委託取引の公正性・透明性が図られており、各社とも、自社の「番組制作委託取引に関する自主基準」等をホームページで公開し、番組制作会社との緊密かつ公平な協力関係を維持し、公正で透明な取引関係を推進する等の取り組みが行われている。ただし、一般大手企業が取り組んでいるような「公平かつ公正な調達指針」は、どの放送事業者も策定していないため、当該指針の策定を今後の課題としている放送事業者もある。

# コンテンツの制作・調達に係る諸外国の政策の状況

放送におけるコンテンツの制作・調達に関する規制ついては、これまで諸外国において様々な取り組みが行われており、米国をはじめとした諸外国の状況は以下のとおりである。

#### 1)米国

米国では、A B C (ABC Inc.) N B C (National Broadcasting Company) C B S (CBS Television Network) 等の「ネットワーク」に属さない放送番組の流通システムである「シンジケーション (Syndication)」が確立されている。

米国において「シンジケーション (Syndication)」が発達したのは、「ネットワーク」のコンテンツ制作や流通に対する独占的影響力を排除するために 1970年代初めに制定された「フィンシン・ルール (Financial Interest and Syndication Rules)」及び「プライムタイム・アクセス・ルール (PTAR/Prime Time Access Rule)」の二つの規制が主な要因となっていると考えられる。

これらのコンテンツ流通規制の結果、プライムタイム(午後7時から午後11時)における独立系の放送局のシェアが上昇し、全米の独立系の放送局数が増大する等、米国におけるコンテンツの多様化が進展したという指摘もある。

具体的な規制の内容は以下のとおりである。

)「フィンシン・ルール (Financial Interest and Syndication Rules)」とは、「ネットワーク」によるコンテンツ制作及び「シンジケーション (Syndication)」市場への参入を制限したもので、3大ネットワーク(ABC、NBC、CBS)が外部のコンテンツ

制作会社の制作したコンテンツの所有権を確保することを禁止した「番組所有の禁止 (Financial Interest Rule)」と自社制作番組を放送後一定期間で「シンジケーション (Syndication)」市場に出さなければならないと定めた「番組販売の禁止(Syndication Rule)」の二つの内容で構成されている。

)「プライムタイム・アクセス・ルール (PTAR/Prime Time Access Rule)」とは、ローカル局の自社制作番組比率の向上やコンテンツ供給源の多様性の促進を目的として、全米の放送市場の上位50市場において、3大ネットワーク(ABC、NBC、CBS)直営局及び加盟局は、月曜日から土曜日のプライムタイムの4時間のうち1時間は当該ネットワーク以外の番組を放送しなければならないとする規制である。

)なお、「フィンシン・ルール (Financial Interest and Syndication Rules)」及び「プライムタイム・アクセス・ルール (PTAR/Prime Time Access Rule)」は、コンテンツの多様性の確保、コンテンツ供給源の多様性の進展等の目的が実現されたとして、1995年、1996年にそれぞれ撤廃されている。

### 2)英国

英国では、第三者制作番組の比率について、年間の放送時間の25%以上を広範かつ 多様な独立プロダクション制作の番組とすることを公共放送であるBBC及び商業放送 であるチャンネル3(ITV)等に義務づけている(1990年英国放送法第16条等)。

なお、独立プロダクションの定義としては、「放送事業者の従業員ではない、放送事業者の株式を25%以上保有していない、放送事業者によって25%以上の株式を保有されていない、または英国内の2以上の放送事業者によって50%以上の株式を保有されていない」(1990年英国放送法第16条等)とされている。

#### 3 ) E U

EUでは、欧州全体に関するコンテンツの多様化への取り組みとして、放送における 欧州制作番組の比率達成の努力義務が規定されている。

具体的には、「国境のないテレビ指令」の1997年の改正により、「放送局は少なくとも放送時間の10%または放送予算の10%を独立プロダクションによる欧州作品のために確保しなければならない」(「国境のないテレビ指令」1997年改正第5条)とされている。

#### 4)韓国

韓国では、自国における制作番組比率及び第三者制作番組比率について、法的規制が 行われている。

)自国における制作番組比率については、「国内で制作された番組が全番組に占める比率が政令で定める比率(毎月の放送時間の80%)以上となるようにしなければならない、「国内で制作された映画(映画番組全体の20%以上40%未満)アニメーション(アニメーション番組全体の30%以上50%未満)ポピュラー音楽番組(ポピュラー音楽番組全体の50%以上70%未満)の放送時間が政令で定める比率でなければならない。

「一つの国で制作された映画、アニメーション、ポピュラー音楽の番組は、それぞれにおける外国から輸入された番組全体の時間の中で政令で定める比率(60%)を超えてはならない」(韓国放送法第71条及び政令第57条)と定められている。

)また、第三者制作番組の比率については、「国内において第三者が制作する放送番組が番組全体に占める比率は政令で定める比率(毎月放送時間の40%)を超えなければならない」、「そのうち、放送事業者に関係のある者がある制作する番組の比率は、政令に定める比率(30%)を超えてはならない」、「総合編成放送の場合、プライムタイムにおける第三者制作番組が占める比率が政令で定める比率(毎月の放送時間の15%)を超えなければならない」(韓国放送法第72条及び政令第58条)と定められている。

# 審議会における指摘

前記の「放送事業者における外部制作者の活用の現状」及び「コンテンツ制作・調達に係る諸外国の政策の状況」を踏まえ、当審議会は、地上デジタル放送のコンテンツの多様化について議論を行い、以下のとおり様々な観点から指摘を得た。

### 1)諸外国の政策と、我が国への導入の可否

諸外国におけるコンテンツ規制の我が国への導入の可否については、次のような指摘 を得た。

諸外国に見られるコンテンツの制作・調達に関する規制は、「外国のコンテンツ産業に対する対抗策」や「自国の文化を維持・発展させることを目的とした政策」である事例が多いことから、我が国においては、そうした目的の規制を行う必要はないのではないか。

諸外国に見られる、コンテンツ調達に関する規制は、企業活動の自由の制約になりかねないのではないか。

#### 2)公共性に係る、制作・調達のあり方

放送の公共性の観点及びコンテンツ制作・調達手続きの公正性・透明性の観点から、 次のような指摘が行われた。

放送事業は、公共性を持つ事業であり、公共性を担保する一定の規律を自ら課していくことが必要ではないか。

その一環として、コンテンツの調達に関しても、自主的にルールを策定し、オープンにすることによって、自らの公共性の証左としていくべきではないか。

そして、コンテンツ調達の際に、「公共性」に相応しいオープンな手続きをとることによって、コンテンツの制作者・権利者から、一層容易に、コンテンツの流通促進に係る理解を得ることもできるのではないか。

グローバルな観点で見ると、企業が、公的規制が不要であることを主張する場合、 並行して自主ルールを制定して公表している場合が多い。 放送業界においても、コ ンテンツ調達に関する規制が不要であることを主張するのであれば、 放送業界の側 で、自主的なルールを作り、これを広く公表していくことが必要ではないか。

# 今後の対応

第2次中間答申において指摘された課題について、これまでの審議の概要は以上に示したとおりである。これらを踏まえ、コンテンツの多様化に係る今後の対応について、 当審議会としては次のとおり考える。

ア 前記「 放送事業者における外部制作者の活用の現状」にあるとおり、地上放送の番組を制作・調達する際の外部制作者の活用の現状を見ると、相当の程度、放送番組の外部調達が進展していると言える。こうした傾向は、データ放送、携帯端末向け放送、サーバ型放送等、デジタル放送ならではの新たなサービスについては、一層顕著になると考えられる。

しかしながら、地上放送は我が国のコンテンツ制作の中核を担っており、コンテンツ 産業に占める役割は極めて重要である。そしてこのことが、放送事業の公共性を担保す る一つの要素であり、その公共性に相応しい説明責任が求められていくものと考えられ る。その一環として、放送番組を外部から調達する場合にも、調達を行う事業者が自主 的にルールを策定し、これを公開していくことが望ましい。

- イ 諸外国においては、放送事業者が放送番組を外部から調達する場合、その調達比率等について法的規制を行う例が散見されるが、その規制目的は、「自国のコンテンツ産業や文化の保護」等、我が国にそのまま導入することは必ずしも適当とは考えられない事例が多い。我が国の放送事業者における番組調達の現状等を踏まえれば、まずは、放送事業者の判断による自主的なルールの策定に委ねることが適当と考えられる。
- **ウ** 放送事業者としては、本年12月を目処に、放送番組を外部から調達する場合のルールを自ら策定し、公表すべきである。当審議会としては、適時その内容の説明を受け、必要に応じて、当該ルールのあり方に関する検討を行っていくこととする。

行政においても、地上放送が我が国の映像コンテンツ制作の中核を担っており、放送 事業者のコンテンツ制作・調達のあり方は、我が国全体のコンテンツの充実や人材育成 に大きな影響を持ち得ることを踏まえ、こうした役割に相応しい適切なルールの形成に 向け、所要の措置の検討を怠らないよう要請するものである。

なお、我が国のコンテンツ産業における放送事業者の役割の重要性や、放送事業の高い公共性とそれに相応しい説明責任を果たす観点から、ルールの策定に当たっては、以下の点に配意することが望ましい。

コンテンツの充実には、より多様な人材・ノウハウの活用が重要であることから、 放送番組の外部調達の実績、当該番組に係る著作権の帰属を含めた外部調達の手続 き等については、可能な限り明確化を図ること。

データ放送、携帯端末向け放送等、デジタル放送ならではの機能を活かしていく ためには、そのコンテンツの充実が特に重要であること。

# 参考資料

- 1 諮問書(平成16年諮問第8号)
- 2 情報通信審議会委員名簿
- 3 情報通信政策部会構成員名簿
- 4 地上デジタル放送推進に関する検討委員会構成員名簿
- 5 地上デジタル放送ケーブルテレビロードマップの例
- 6 「文化審議会著作権分科会報告書(案)」の概要(抜粋)
- 7 補完措置に係る同意条件に関する基本的な考え方(素案)
- 8 地上デジタルテレビ放送受信相談センターについて
- 9 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査

諮 問 第 8 号 平成16年1月28日

情報通信審議会 会長 秋山 喜久 殿

総務大臣 麻生 太郎

諮 問 書

下記について諮問する。

記

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

#### 1 諮問理由

平成15年12月1日より、三大広域圏において地上デジタル放送が開始された。地上デジタル放送においては、既にデータ放送や双方向サービスなど新たなサービスの提供が開始されており、今後は、移動体受信機向けの放送や蓄積型の放送など、更に利便性の高い、多様なサービスが実現する可能性がある。こうした新たなサービスによって、テレビは「見るテレビ」から「使うテレビ」へと進化し、家庭の新たなIT基盤となっていくことが期待される。

また、2011年までのデジタル放送への完全移行に向け、全国各地における円滑な普及を推進するためには、地上デジタル放送の様々な利活用の可能性を視聴者に提示していくとともに、より効果的かつ着実な普及方策を多角的に検討することが必要である。

以上にかんがみ、幅広い分野における地上デジタル放送の今後の利活用の 在り方や、その実現に向けた課題と解決方策について、情報通信審議会に諮 問するものである。

#### 2 答申を希望する事項

- (1) 教育、医療、防災等公共分野等における地上デジタル放送を活用した 情報提供等の活用ニーズと期待される効果
- (2) 地上デジタル放送の新たな利活用を推進するための技術面等の課題 とその解決方策
- (3) 地上デジタル放送の普及推進に向けた国及び地方公共団体等の役割
- 3 答申を希望する時期平成17年7月頃
- 4 答申が得られた時の行政上の措置 今後の情報通信行政の推進に資する。

# 情報通信審議会委員名簿

(平成18年6月26日現在 敬称略・五十音順)

				(平成18年6月26日現在 敬称略・五十音順)
	氏			主 要 現 職
会	長	になったま 山	えっひこ	(株)日立製作所 代表執行役 執行役会長
会長代	理	宮原	秀。夫	大阪大学 総長
委	員	荒加	か <sub>か</sub> ある <b>薫</b>	明治大学 理工学部 教授
"		大 山	永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属 像情報工学研究施設 教授
"		長が村	泰彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
"		清原	慶い子	三鷹市長
"		できる。後、藤	滋樹	早稲田大学 理工学部 教授
"		酒 井	善則	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
"		坂内	靠。关	国立情報学研究所 所長
"		佐々木	かをり	(株)イー・ウーマン 代表取締役社長
"		清水	英いいち	日本ルーセントテクノロジー(株) 取締役会長
"		関・根	幸 僅	(株)ユーディット 代表取締役
"		たか はし 橋	伸『子	生活経済ジャーナリスト
"		たかはた <b>高 畑</b>	文。雄	早稲田大学 理工学部 教授
"		をが や 多賀谷	かずてる <b>一 照</b>	千葉大学 法経学部 教授
"		竹中	<b>デ</b> ≛	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
"		亡 辻	た。次	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
"		土富	の	中央大学 理工学部 教授
"		土井	美和子	(株)東芝 研究開発センター 技監
"		東海	幹。夫	青山学院大学 経営学部 教授
"		中州	走 <sup>*</sup> 雄	慶應義塾大学 理工学部 教授
"		まがた 田	三粒	NPO法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
"		根。岸	あきら 折	甲南大学法科大学院 教授
"		ね゙゚゠゙゚	まし <sup>あ き</sup> 義 <b>章</b>	東北大学大学院 情報科学研究科 教授
"		野間	<b>佐</b> 和字	(株)講談社 代表取締役社長
"		御手洗	あきら <b>顕</b>	シャープ(株)顧問
"		さず 崎	久美字	東京工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科 技術経営専攻 教授
"		村・上	だるやす 康	(株)野村総合研究所 理事長
"		安世	雄 典	BNPパリバ 在日代表

# 情報通信審議会情報通信政策部会構成員名簿

(平成18年6月23日現在 敬称略・五十音順)

氏		名			主要現職
部会長代理	後	藤	滋	樹	早稲田大学 理工学部 教授
委 員	大	Щ	永	昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属 像映像工学研究施設 教授
"	長	村	泰	彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
"	清	原	慶	子	三鷹市長
"	佐々	7木	かを	<u>-</u> 1)	(株)イー・ウーマン 代表取締役社長
"	清	水	英	_	日本ルーセントテクノロジー(株) 取締役会長
"	関	根	千	佳	(株)ユーディット 代表取締役
"	高	橋	伸	子	生活経済ジャーナリスト
"	多賀	資谷	_	照	千葉大学 法経学部 教授
"	竹	中	ナ	Ξ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
"	土	井	美和	了	(株)東芝 研究開発センター 技監
"	野	間	佐和	了	(株)講談社 代表取締役社長
"	村	上	輝	康	(株)野村総合研究所 理事長
"	安	田	雄	典	BNPパリバ 在日代表
臨時委員	村	井		純	慶應義塾大学 環境情報学部 教授 ( 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」についての審議に 係る部会についてのみ構成員となる)

# 地上デジタル放送推進に関する検討委員会構成員名簿

(平成18年8月1日現在 敬称略·五十音順)

	氏 名	主要現職
主査	村 井 純	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
委 員	大山永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属 像映像工学研究施設 教授
"	清原慶子	三鷹市長
"	竹中ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
"	土 井 美和子	(株)東芝 研究開発センター 技監
専門委 員	秋 元 克 広	札幌市 市民まちづくり局 企画部長
"	浅 野 睦 八	日本アイ・ビー・エム(株)ガバメンタル・プログラムズ - ジャパン バイスプレジデント
"	網谷駿介	NTTコムウェア(株) 代表取締役副社長
"	飯島一暢	(株)フジテレビジョン 取締役 経営企画局長
"	石 橋 庸 敏	(社)日本ケーブルテレビ連盟理事長代行・専務理事
"	岩浪剛太	(株)インフォシティ 代表取締役
"	坂 本 憲 広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授
"	佐々木 幸 弘	岩手県 地域振興部 IT推進課 総括課長
"	関 祥行	(株)フジテレビジョン デジタル技術推進室 役員待遇技師長
"	竹中一夫	日本放送協会 総合企画室〔デジタル放送推進〕 局長
"	武 村 昇 治	金沢市 都市政策局長
"	田胡修一	(株)日立製作所ユビキタスプラットフォームグループ コミュニケーション・法務部長
"	田村壮児	高知県 企画振興部 情報基盤課 課長
"	知 地 孚 昌	岐阜県 総合企画部次長(情報化推進担当)
"	所 真理雄	ソニー(株) コーポレート·エグゼクティブSVP 技術渉外担当
"	中 島 不二雄	松下電器産業(株)役員 パナソニックAVСネットワークス社 上席副社長
"	中村正孝	(株)ケーブルテレビ富山 常勤顧問
"	舟 谷 文 男	産業医科大学 医学部(医療科学講座)教授 (併任) 同大学 情報管理部長
"	前川英樹	(株)東京放送 社長室参与、全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長 (社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送 専門部会長
"	松岡勝義	豊中市 政策推進部 情報政策担当理事
"	松岡俊和	北九州市 産業学術振興局 新産業部長
"	村上仁己	KDDI(株) 理事 技術統轄本部

# 地上デジタル放送

# ケーブルテレビロードマップの例

#### 2006年 4月 12日

# 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

# 【本資料について】

本資料は、平成18年3月15日時点の、(社)日本ケーブルテレビ連盟加盟会員ならびに(社)日本農村情報システム協会内全国有線テレビ協議会

加盟会員のケーブルテレビ事業者433社のデータに基づき作成しました。 凡例について、

#### (色塗り)

緑: 2006年12月までにデジタル化対応済みのエリア 橙: 2010年12月までにデジタル化対応済みのエリア 黄: 2008年12月までにデジタル化対応済みのエリア 青: 検討中のエリア (2010年12月までにデジタル化が90% 未満または未定)

図中の色は各年末時点の設備デジタル化予定比率が90%以上であることを表します。 色が塗られていても、山間部など一部提供していないエリアがある場合があります。

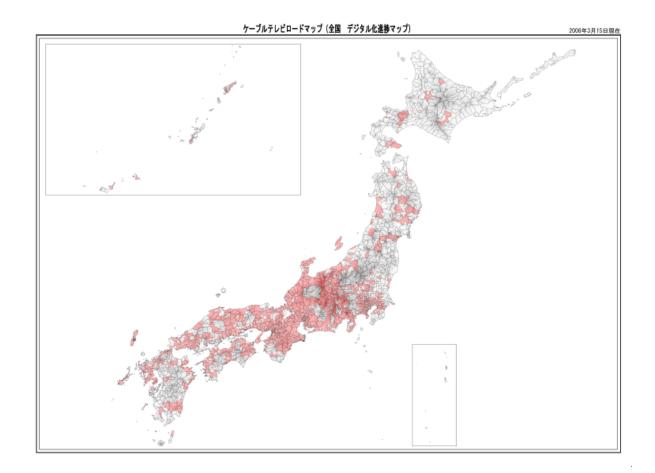


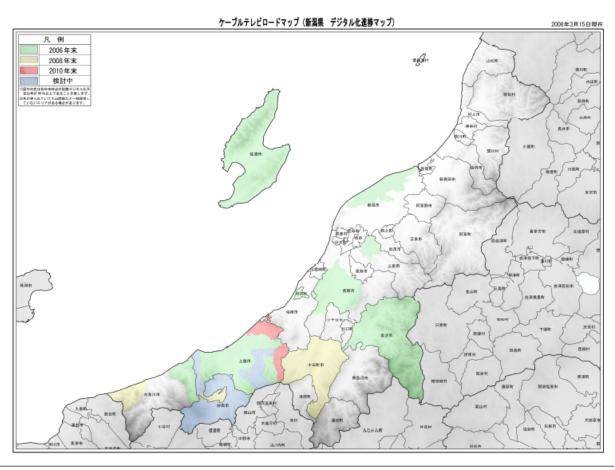
本資料におけるデジタル化予定比率とは、ケーブルテレビ放送設備ならびに機器について、地上デジタル放送への対応化率をあらわします。

本資料の地図は、下記の地図データを使用して作成しております。

国際航業株式会社: PAREA-Japan(全国市区町村界データ)

国土地理院:数値地図250mメッシュ(標高)





# 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 (IPマルチキャスト放送関係)報告書(案)」の概要(抜粋)

#### IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

#### (1)基本的な考え方

「放送の同時再送信」部分については、

IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が平成18年末にも開始されることにかんがみ、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。その際、現在有線放送になされている有利な取扱いの内容について、有線放送の実情等の変化を踏まえ、適切なものに改める。

IPマルチキャスト放送による「自主放送」部分については、

- (ア)論点が広範にわたること、権利を制限される実演家等の理解を得るために十分 な準備期間を設けた上で検討する必要があること
- (イ)放送新条約の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの 検討状況及びIPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があること から、直ちに制度改正を行うことはできず、<u>今後、引き続き検討</u>を行った上で結論 を得る。

#### (2)具体的措置内容

有線放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し

有線放送事業の大規模化等に伴い、実演家及びレコード製作者に新たに<u>報酬請求</u>権を付与することが適当。

IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し

有線放送と同様、原則として、実演家及びレコード製作者に与えられている許諾権を報酬請求権に改めることが適当。

非営利かつ無料で放送を同時再送信する場合の規定の見直し

基本的に、有線放送と同様に取り扱うべき。

権利制限規定の在り方

著作隣接権の付与及び一時的固定

著作権契約の在り方

従来型の小規模な有線放送事業者への配慮が必要。関係団体の円滑な合意形成に向け、文化庁も適切な支援を行う必要がある。

#### (3)通信・放送の融合の進展等を踏まえた今後の検討の在り方

IPマルチキャスト放送のうち、「自主放送」の部分の取扱いについては、事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、関係省庁間で連携をとりながら、引き続き検討を行うことが必要。

# 補完措置に係る同意条件に関する基本的な考え方(素案)

# (はじめに)

- 1. 我が国においては、2011年7月までに、地上放送をデジタルに移行し、アナログを停波することが、法令上定められている。この時期までに、アナログ時の放送エリアの全てにデジタル放送を送り届けるよう全力で努力することは、地上放送事業者としての責務である。
- 2. その際の具体的な伝送手段については、各地上放送事業者が、それぞれの地域で最も合理的と判断する手段を選択すべきであると考える。但し、2011年の目標期限までの期間が5年という限られた期間であることや、「伝送手段」の多様化について、視聴者等の関心が急速に高まっていること等に鑑み、以下の二点を基本的な考え方として、IPや衛星等の補完的な伝送手段を用いる場合の条件を、地上放送事業者として以下のとおりとりまとめた。
  - (1) 視聴者の保護を図りつつ、2011年のデジタル全面移行を確実に 達成する観点から、地上デジタル放送の全国普及のために有効なツー ルは可能な限り積極的に活用していく。
  - (2) 地上放送は、国民に最も広く普及した基幹的かつ公共的なメディアであり、その伝送方式のあり方は、国民生活に広くかつ強い影響を与える可能性がある。従って、地上デジタル放送の補完的伝送手段に係る条件やその適用等についても、その決定プロセスに関し、可能な限り透明化を図っていく。
- 3. 以下「 . 再送信同意の基本原則」以降、「同意条件」の具体的内容を 記載する。地上放送事業者は、電気通信役務利用放送事業者が主体となっ てIPあるいは衛星等の補完的な伝送手段による地上デジタル放送の再 送信同意を求めた場合、本同意条件(基本原則、技術要件、および同意手 続き)に基づき同意の判断を行うものとする。
  - IP、衛星等の伝送手段による地上デジタル放送の同時再送信は、地上デジタル放送の補完措置であり、視聴者の選択肢の拡大等、公共性の観点から同意されるものである。役務利用放送事業者が、この点を十分理解した上で、以下に示す技術要件と運用条件を充足することを明示することが、地上放送事業者から再送信同意を得るための必要条件である。

4. なお、本運用条件による再送信が適切且つ円滑に行われるためには、著作権処理に関して、関係者の合意が不可欠である。

# . 再送信同意の基本原則

再送信においては、編成面及び技術面における「同一性保持」が維持されること、および 放送事業者の放送の意図としての地域性の担保が可能であること、が基本的要件である。

この基本的要件を踏まえ、地上放送事業者による再送信同意を希望する電気通信役務利用放送事業者は、「 . 再送信同意の手続き」に示す手続きにより、地上放送事業者に対し、次の点を明確化すること。

- 1. IP等再送信に係る技術的条件( .参照)を充足する役務の提供を受けること。
- 2. IP等再送信に係る著作権処理及び放送権処理が必要となる場合には、 当該電気通信役務利用放送事業者が主体となってこれを行うこと。
- 3. 当該処理が行われないことによる権利者との紛争は、電気通信役務利用 放送事業者の責任により対処すること。
- 4. IP等再送信に係るサービス内容については、当該電気通信役務利用放送事業者が、視聴者に対する説明責任を負うこと。
- 5. 再送信にあたっては、当該地域の地上放送再送信の全てについて、公共性の観点から当該電気通信役務利用放送事業者の他のサービスと混合されることのないチャンネル割当であること。
- 6. IP等再送信は、当該放送対象地域の親局及び準親局において既に地上 デジタル放送が開始されている地域において、開始すること。
- 7. IP等再送信に係る視聴者の負担に関し、特に条件不利地域(2005年12月1日に公表されたロードマップ中「検討中」とされた地域、但し逐次更新)において実施される再送信については、可能な限り低額にとどめること。
- 8. 当該放送対象地域内に条件不利地域が存在する場合、当該条件不利地域

において通信インフラが整備されているか、整備される見込みがある場合 には、当該インフラを活用した再送信の実施に努めること。

- (注1)条件不利地域であって、地上波中継局、ケーブルテレビその他の伝送手段を活用することができない地域において、共同受信施設を運営する者その他再送信同意を求める者がある場合には、当該地域事情を勘案して、上記に示した要件の内容について所要の修正を行った上で適用する。
- (注2)公益法人等、営利を目的としない者が、公益目的のために再送信同意を求める場合 には、当該公益目的を勘案して、上記に示した要件の内容について所要の修正を行っ た上で適用する。

#### . 技術要件

「地上デジタル放送の通信伝送路による同時再送信サービス」(以下「再送信サービス」)については、従来から、CATVや、光ファイバーを用いた光波長多重方式を用いて実施されてきたところである。2011年のデジタル放送全面移行を円滑に進めるための補完措置\*として、これらに加え、電気通信役務利用放送事業者がIPマルチキャスト方式、または通信衛星(CS)を用いた再送信サービスを行う上で、再送信同意を得られる技術方式の基本要件と運用条件を明らかにし、再送信サービスを行う電気通信役務利用放送事業者の利便性を図ることとした。

#### \*補完措置

地上デジタル放送は、地上波中継局による伝送が原則であるが、本要綱にいう「補完措置」は、2011年までに残された「5年」という極めて限られた期間の中で、確実にアナログ停波・デジタル全面移行を実現する観点から、行われるものである。以上の観点から、「補完措置」とは、以下の双方を意味するものとする。

- 1)条件不利地域における活用など、地上波中継局による伝送を、「地理的」に「補完」するための措置
- 2)視聴方法に関する選択肢を拡大することにより、視聴者の受信環境の一層の充実 を図る観点から、地上波中継局による伝送を「補完」するための措置(2005年7 月の情通審中間答申より)

## 1. 用語の定義と前提条件

# (1)定義

ここで言う地上デジタル放送の「再送信サービス」とは、「地上デジタル放送を受信し、これをIPマルチキャスト方式、または通信衛星(CS)を利用して各家庭(集合住宅を含む)で直接受信されることを目的に同時再送信を行なうサービス」を指すものとする。

# (2)前提条件

地上デジタル放送への全面移行に向けた補完措置として、2008年までには実現可能な技術であること。

通常の地上デジタル放送を受信する場合に比べて、視聴者のコスト負担増は最小であること。

技術方式の審議において秘密保持契約を必要とせずかつ審議に十分

な情報を提示できる技術方式であること。

地上デジタル放送にかかわる全ての標準規格、及び運用規定と齟齬が 生じないこと。

その他、技術要件に関する考え方は次のとおりとする。

#### 2. 技術要件に関する考え方

# (1) IPマルチキャスト方式を利用した同時再送信

IPマルチキャスト方式を利用した再送信に係わる伝送レベルでの技術条件については、特に「規格化」は行わず、IPマルチキャストに係わる公表された一般的な標準方式を用いることができるものとする。

再送信を希望する電気通信役務利用放送事業者は、以下に規定される 技術要件を満たすものであれば、自由に技術方式を選択することができ る。

# (2) CSを利用した同時再送信

CSを利用した同時再送信に係わる技術的条件については、狭帯域CSデジタル放送の技術基準(現在行われている、情報通信審議会情報通信技術分科会CSデジタル放送高度化委員会の審議を受け技術基準が改正された場合は、その新たな技術基準を含む。)に従うこと。それ以外の事項については、以下に定める技術要件、運用条件を満足すること。

# 3. 再送信技術方式の基本要件

#### (1)地域限定性の確保

再送信サービスのエリアが、当該地域で地上デジタル放送を行っている地上放送事業者の放送対象地域に限定することが可能であること。

不正アクセスその他地上放送事業者が想定しないアクセスに対して 送信が行われないこと。

# (2) 著作権の保護

地上デジタル放送と同等のコンテンツ保護機能を有すること。

コンテンツ保護のエンフォースメントが継承されること。

コンテンツ保護規定が地上デジタル放送の運用規定に準拠している こと。

# (3)同一性の確保

サービス・編成の同一性

# ( )品質

ハイビジョン放送・標準テレビジョン放送・5.1ch サラウンド放送(CMを含む)について、当該再送信サービスのエリアにおいてあまねく、地上デジタル放送と同等の品質が保たれること。

# ( )データ放送

データ放送について以下の機能が地上デジタル放送と同等に確保 されること。

- ア 画面表示形式
- イ 番組連動データの映像・音声に対する表示タイミング
- ウ 双方向機能 (インターネットを用いた通信連携がある場合は、 これを含む)
- ( )マルチ編成サービス

マルチ編成サービスも、地上デジタル放送と同等に実施できること。

- ( )提示の一意性の確保
  - ア 画面表示形式が地上デジタル放送と同等に確保されること。
  - イ ユーザインタフェースが地上デジタル放送と同等に確保されること。(サービスID、ワンタッチリモコンIDなど)
  - ウ 電子番組ガイド(EPG)について、以下の機能が地上デジタル放送と同等に確保されること。(画面表示、流動編成対応機能など)

# ( )字幕サービス

字幕サービスについて、以下の機能が地上デジタル放送と同等に確保されること。

- ア 画面表示形式
- イ 映像・音声に対する表示タイミング
- ( ) その他
  - ア 緊急警報放送が実施できること。
  - イ 災害時等何らかの理由でサービスが中断した場合、他のサービスに優先して、可能な限り短時間で復旧作業を行うことが可能なシステム・運営体制となっていること。

# (4)技術面の同一性

伝送チャンネル数等

( ) 当該地域における地上デジタル放送と同数のチャンネル選択が可能なこと。

( ) 一世帯内で複数のチャンネルが同時視聴または録画することが可能であること。

# 伝送品質等

- ( ) 再送信サービスによる新たに加わる遅延(再エンコードする場合 は、その遅延も含む)は、許容限度内であること。
- ( ) (IP)通信トラフィックが輻輳した場合でも放送品質に低下を きたさないよう、優先制御等の品質保持機能を有すること。
  - (CS)何らかの原因で品質劣化が生じた場合の対策が講じられること。

# 匿名性

- ( ) 視聴者の視聴実績等の秘匿性が確保できること。
- ( ) 外部からの不正な視聴履歴収集の要求等を防御する手段を有すること。

# ES(エンジニアリングサービス)

- ( ) ESによる機能更新機能と同等の機能を有すること。
- ( ) ロゴ修正、ジャンルテーブル等の書き換えが可能であること。受信機
- ( ) 現行地上デジタル放送受信機と同等の初期設定機能を有すること。
- ( ) 選局のレスポンス、各種サービス利用時などに、既存の地上デジタル放送と同等の操作性を有すること。

# (5)技術管理機能

電気通信役務利用放送事業者は、使用若しくは利用する通信路全てを管理する権限を有する、若しくは確保すること。

地上デジタル放送の再送信以外のサービスを併せて行う電気通信役務利用放送事業者は、地上放送以外の番組について適切な番組内容に応じた視聴制限機能を有すること。

#### 4. 運用条件

- (1) 視聴履歴や契約内容など個人情報の管理について適切な指針を策定し 公開すること。また、地上デジタル放送の視聴履歴について匿名性を保 障するため、データを保持せず、速やかに破棄されていることが明記さ れていること。
- (2)電気通信役務利用放送事業者が視聴履歴を取得できる技術方式を使用する場合においては視聴履歴の取り扱いに関する方針を明示し且つその通り運用できる組織であること。その方針には視聴者匿名性を保障することが規定されていること。
- (3)再送信に係わるサービス内容について、当該電気通信役務利用放送事業者が説明責任を負うこと。
- (4) 当該電気通信役務利用放送事業者が契約者と交わす契約に、当該電気 通信役務利用放送事業者がこの規定に定める要件を満足せず、再送信の 許諾の取り消しを受けたり、若しくは許諾契約の更新を得られなかった 場合、地上放送事業者は視聴者の利便性の低下について責務を負わない ことが明記されていること。

また、地上放送事業者は再送信の許諾取り消しに関する電気通信役務 利用放送事業者の経済的不利益について責務を負わない。

- (5)同一性の保持について、地上放送事業者から求められれば、いつでも サービスの説明と対応を行うこと。
- (6)著作権の保護、端末の改竄や不正なストリームの送出など、監視運用 規定が設けられていること。
- (7)成人向け番組や「R15」などレーティングがあり、視聴制限が必要な番組を提供する事業者の場合、必要な運用規定を設けること。
- (8)使用する通信路の管理権限を有すること。契約による間接的な管理で も良いが、不正ストリームの送出やハッキングについて責任ある体制で あること。
- (9)再送信に伴う著作権の処理は当該電気通信役務利用放送事業者が行う こと。

# . 再送信同意の手続き

- 1. 地上放送事業者の再送信の実施主体となることを希望する役務利用放送 事業者は、同意主体である地上放送事業者から構成される審議機関(以下 「審議機関」)に対し、以下の点を示す資料を提出する。
  - (1)上記「 . 再送信同意の基本原則」1の技術的条件を満たす役務の提供を受けていること
  - (2)再送信の実施にあたり、上記「 . 再送信同意の基本原則」1~7の 要件を満たす運用を行うこと。
- 2. 審議機関は、以下の事項を行う。
  - (1)上記1.の技術要件・運用面の要件等の内容について、再送信を希望 する電気通信役務利用放送事業者や、再送信同意の主体である地上放送事 業者から問い合わせがあった場合、これに対応すること。
  - (2)上記1.に係る資料を提出した者に対し、必要に応じ、資料の内容を 確認するためのヒアリングを行うこと。
- (3)上記1.に係る資料の内容が、上記「 . .」に示す要件に合致する か否かを検討し、その結果につき理由を添えて、資料提出者、及び再送 信を求められている地上放送事業者に対して通知すること。
- (4)上記(3)の通知の内容に対し、資料の提出者が説明を求めた場合には、これに対応すること。
- 3. 地上放送事業者は、審議機関による当該資料が上記「 . .」の要件に合致するか否かに係る判断を踏まえ、再送信同意に関する判断を行う。 なお、審議機関から通知された内容に比して著しい事情変更が認められる場合には、放送事業者は上記再送信同意を取り消す場合があり得る。
  - (注)以上に示した基本原則、技術要件及び手続き、その適用については、基本的には 民間主導で完結することが望ましい。しかしながら、ルール等の実運用が開始され た後、審議機関の検討結果や、地上放送事業者の判断に対して不服が申し立てられ る場合等において、民間主導の枠組みの超えた対応が必要と認められる場合も想定 される。その場合には、視聴者等関係者を含めた場において、ルールを巡る紛争に 対する対応のあり方等について、改めて検討することが必要である。

#### 地上デジタルテレビ放送受信相談センターについて

#### 1 受信相談件数

16年度 27,063件 17年度 54,259件 18年度 14,263件 (4,5月分のみ)

- ・相談件数は、増加傾向にあり、平成17年度は前年度の約2倍にあたる54,259件、18年度4,5月は前年同期の約2.5倍にあたる14,263件の相談が寄せられた。
- ・17年度4,5月は5,809件の相談に対し、相談内容数(複数問合せ)は12,350件。
- ・18年度4,5月は14,263件の相談に対し、相談内容数(複数問合せ)は34,693件。



図1 年度·月別受信相談件数

#### 2 受信相談センターの電話番号入手先

電器店に聞いて電話をするケースが最も多く、全体の23%を占める。次いで、インターネットから(14%)、NHKコールセンター経由(12%)、新聞(11%)と続いている。

- ・コールセンターの電話番号については新聞テレビ欄での掲載、総務省、D-PA、NHKなどが作成した周知資材への掲載、メーカー各社カタログの地上デジタル紹介ページへの掲載など周知媒体は増えている。
- ・「電器店に聞いた」は前年度 13%程度であったが、17 年度は大幅に増加している。これは、総務省、D-PAなどが作成したポスター、リーフレット等の店頭掲示、配布の効果が現れていると考えられる。

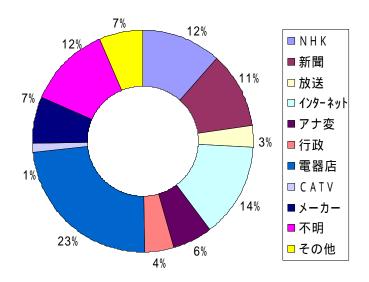


図2 電話番号入手先

3 相談内容 【18年度4、5月と17年度4、5月の比較】

#### (1)一般的な相談

- ・受信エリアや開始スケジュールに関する相談は、31.5% 25.0%となり、6.5 ポイント 減少した。同様に受信方法についても25.7% 21.7%となり、4.0 ポイント減少した。
- ・デジタルテレビやチューナの取扱や機能など受信機器に関する相談は9.1% 16.2% となり、7.1 ポイント増加した。
- ・エリアの周知は浸透してきているが、受信機や録画機の機能等に関する相談が増えている。
- ・また、デジタル放送の特徴に関する相談も、4.4% 7.0%となり、3.6 ポイント増加した。これも、受信機の普及が進むことで新たな視聴者層への波及を示しているものと思われる。
- ·要望·苦情等は 2.4% 4.1%となり、1.7 ポイント増加した。項目では"費用負担"、"デジタル化(政策等)"、"周知の方法(周知·広報·報道)"が増えており、特に"費用負担"については前年度比で 7.3 ポイント増加した。

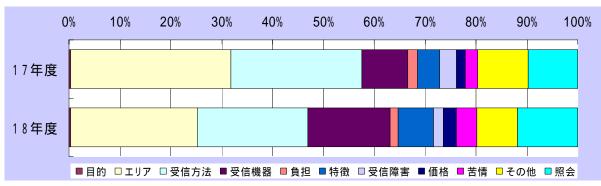


図3 相談内容の構成比(17年4.5月と18年4.5月の比較)

#### (2)専門的な相談の増加

地上デジタル放送の浸透に伴い、専門的な相談が増加傾向にあり、専門的知識を有するテクニカルスーパーバイザー(TSV)の対応が増えている。

- ・平成18年4,5月のTSV対応は全入電数の約1/4を占める。
- TSVが対応する主な相談事例は、以下のとおり。

共同受信施設での受信方法や改修経費、高度な受信システムに関するもの 特定chの受信不良や受信障害 混信に関するもの

= 4	T C \/ 4844 C-	<del></del>	7 /T 4 F D L	40 /T 4 F	
<del>7</del> 5 1		$\alpha \leftarrow + /(M = \Omega)/1$	/ it // h l //	1 X TT / 1 S	
1.8	1 2 4 17 2 11/17	する主な相談(1	<i>1</i> + 7.0 / 1 C	10 7.0	月の相談内容数比較)

相談内容		H17/4,5	H18/4,5	増加率
受信機器	受信アンテナ等受信システム機器	788	3,477	441%
受信機器	録画機器·方法	41	143	349%
受信方法	難視·障害共聴、CATV	822	1,961	239%
受信方法	集合住宅	695	1,486	214%

# 地上デジタルテレビ放送に関する 浸透度調査

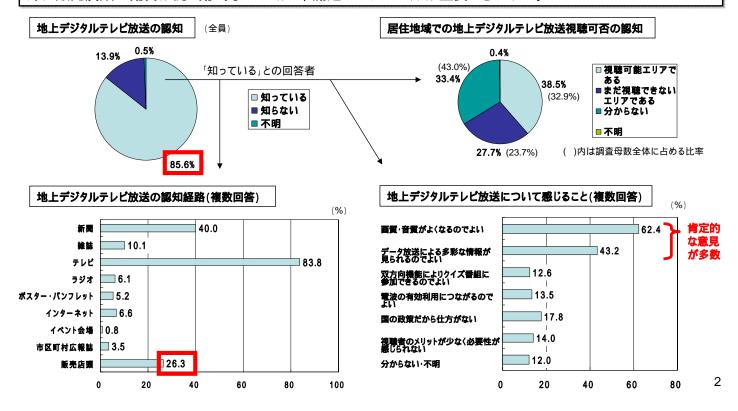
# 平 成 1 8 年 5 月 総務省情報通信政策局

# 目 次

		(ページ
1	地上デジタルテレビ	放送一般に関する認知・・・・・・・・2
2	地上アナログテレビ	放送停波に関する認知・・・・・・・・3
3	地上デジタルテレビ	放送対応受信機の世帯普及率・・・・・・4
4	受信機購入時の対応	
5	地上デジタルテレビ	放送視聴評価・・・・・・・・・・・6
6	地上デジタルテレビ	放送に期待すること・・・・・・・・7
7	ワンセグ放送(携帯	電話端末向け地上デジタルテレビ放送)
	に対する評価・・・	
		4m - + 1m - m
	, , , _ , , , _ , , , , , , ,	調査概要
	調査実施時期	平成18年3月8日より調査票発送開始
	調査対象地域	全国47都道府県の全域
	調査対象者	男女15歳以上80歳未満の個人
	調査方法	郵送調査
	有効サンプル数	4,006
I	13/13 17 3/	・, , こうこ (株 ) ビデオリサーチ

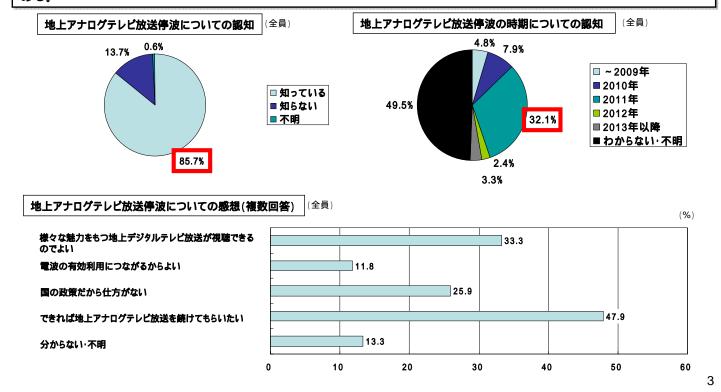
#### 1 地上デジタルテレビ放送一般に関する認知

地上デジタルテレビ放送に関する基礎的な認知は上がっているが、具体的な視聴の可否や停波時期などの理解をより高め、受信機普及につなげていくことが今後の課題。特に、認知経路としてテレビや新聞のマス媒体以外に販売店頭の割合が約3割と高いことから、流通でのアピールが重要と思われる。



#### 2 地上アナログテレビ放送停波に関する認知

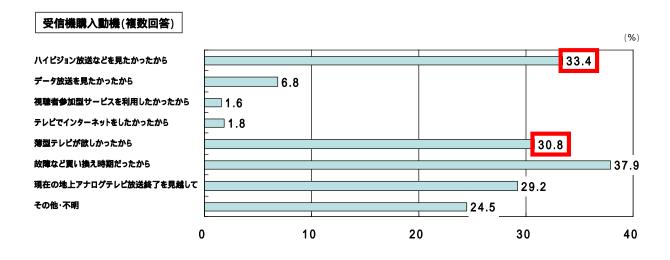
地上アナログテレビ放送の停波することは8割以上の人が知っているが、2011年という認知は3割強。昨年の92%から向上しているが、5年後に地上アナログテレビ放送が終わることについて更に周知を進めていく必要がある。



#### 3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率

地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は15.3%。昨年の8.5%から拡大。購入の際、薄型テレビよりもハイビジョン放送を見たいという動機が強い。

# 地上デジタルテレビ放送対応受信機世帯普及率 15.3%

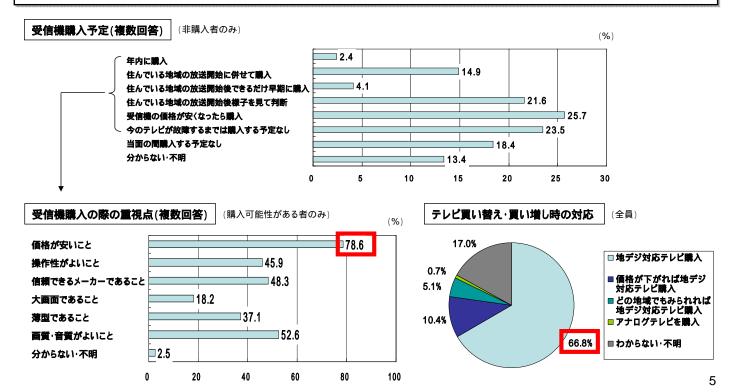


チューナー内蔵テレビ(13.4%)及び対応CATV機器(2.9%)の合計値(重複を除く)。 なお、外付けチューナー、チューナー内蔵録画機、チューナー内蔵PCは、有意な数値が得られなかったため除外。

4

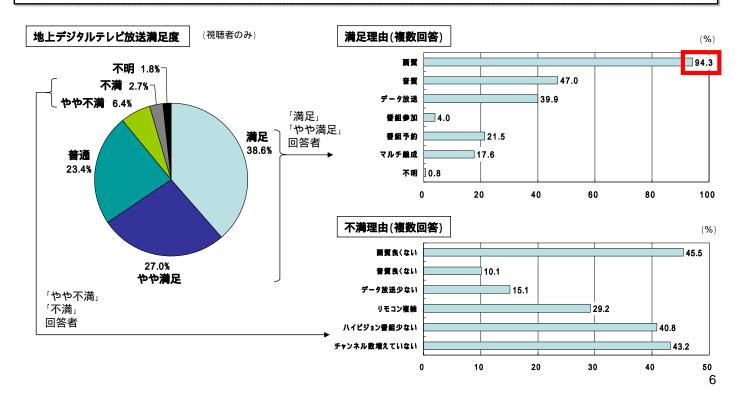
# 4 受信機購入時の対応

地上デジタルテレビ放送受信機購入にあたり、最も重視するポイントは「価格」が挙げられており、一層の低廉化が求められていると言える。また、テレビ買い替え・買い増しの際の対応として、地上デジタルテレビ放送対応のテレビを購入するとの回答は7割近〈に達している。



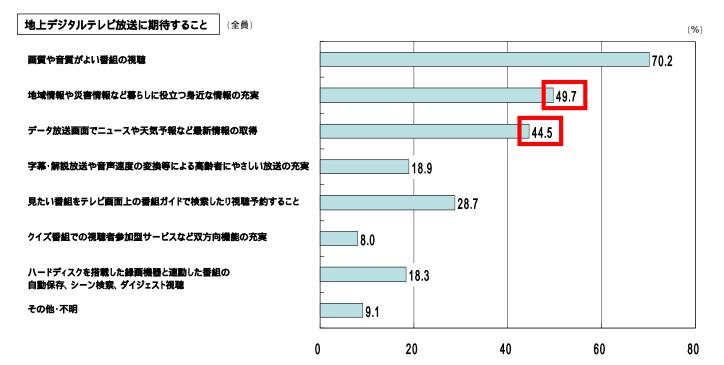
#### 5 地上デジタルテレビ放送視聴評価

地上デジタルテレビ放送の満足度は「満足・やや満足」を合計して6割を超えており、その理由は「画質」が圧倒的に高い。逆に「やや不満・不満」の理由として、思ったほど画質が良くない、チャンネル数が増えていないとの意見とともに、ハイビジョン番組が少ないとの意見が4割あり、一層のコンテンツの充実が求められている。



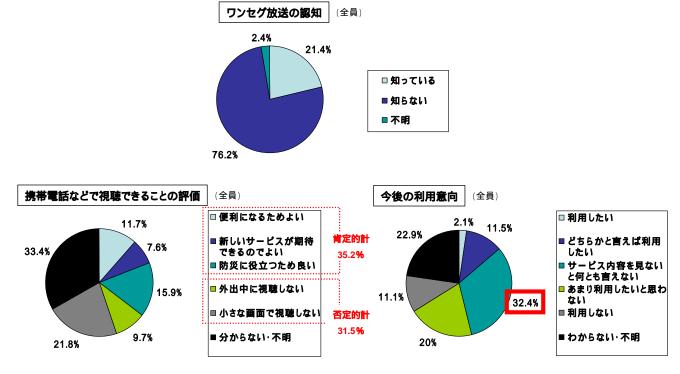
#### 6 地上デジタルテレビ放送に期待すること

最も期待することとしては「画質や音質がよい番組の視聴」が挙げられているが、次いで「地域情報や災害情報」 「データ放送でのニュースや天気予報」が挙げられており、家庭での情報端末としての新たな役割が地上デジタ ルテレビ放送に期待されていることがうかがえる。



# 7 ワンセグ放送(携帯端末向け地上デジタルテレビ放送)に対する評価

調査時点では未提供であった、本年4月より開始されたワンセグ放送についての評価は、便利になるなど肯定的な評価(35.2%)が否定的な評価(31.5%)をわずかに上回っている。また、利用意向ではサービス内容を見ないと何とも言えないとする意見が最も多いことから、実際に体験してもらうことが必要と言える。



8